

第百九回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 二 号

昭和六十二年八月十八日(火曜日)
午後四時五十七分開議

出席委員

委員長 石橋 一弥君

理事 岡島 正之君

理事 渡海紀三朗君

理事 野呂 昭彦君

理事 草野 威君

理事 石渡 照久君

金子 一義君

鈴木 恒夫君

友納 武人君

加藤 万吉君

佐藤 敬治君

山下八洲夫君

経塚 幸夫君

出席国務大臣

自治 大臣 葉梨 信行君

出席政府委員

自治大臣官房長 持永 堯民君

自治大臣官房審議官 森 繁一君

自治大臣官房審議官 小林 実君

自治大臣官房審議官 渡辺 功君

自治省財政局長 矢野浩一郎君

自治省税務局長 津田 正君

委員外の出席者

地方行政委員会 調査室長 大嶋 孝君

委員の異動

七月二十九日 辞任

補欠選任

第一類第二号

地方行政委員会議録第二号

昭和六十二年八月十八日

第一類第二号

地方行政委員会議録第二号

昭和六十二年八月十八日

第一類第二号

地方行政委員会議録第二号

昭和六十二年八月十八日

石渡 照久君 玉生 孝久君

越智 通雄君 山崎 拓君

金子 一義君 田邊 國男君

高橋 一郎君 木村 守男君

竹中 修一君 佐藤 隆君

同日 補欠選任

木村 守男君 高橋 一郎君

佐藤 隆君 竹中 修一君

田邊 國男君 金子 一義君

玉生 孝久君 石渡 照久君

山崎 拓君 越智 通雄君

八月十八日 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

七月三十日 交差点事故防止に関する請願(辻第一君紹介)(第三六号)

同(安藤巖君紹介)(第九五号)

同(田中美智子君紹介)(第九六号)

同(藤田スミ君紹介)(第九七号)

同(松本善明君紹介)(第一二四号)

留置施設法案の廃案に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第四一四号)

同(経塚幸夫君紹介)(第九八号)

交差点事故防止に関する請願(柴田睦夫君紹介)(第一六七号)

同(藤原ひろ子君紹介)(第一六八号)

同(寺前巖君紹介)(第二一八号)

地方財政の確立に関する請願(近藤元次君紹介)

(第二二六号) 地方財政の充実に関する請願(魚住汎英君紹介)(第二一七号)

同月七日 留置施設法案の廃案に関する請願(矢島恒夫君紹介)(第三二六号)

同(安藤巖君紹介)(第三八八号)

同(野間友一君紹介)(第三八九号)

ビジネスホテル等における風俗関連営業の取り締まり強化に関する請願(斎藤節君紹介)(第四七四号)

は本委員会に付託された。

七月三十一日 地方自治の確立に関する陳情書(宮城県栗原郡若柳町字川南戸の西四若柳町議会内佐藤清夫)(第四四号)

地方自治法改悪反対に関する陳情書(岡山県津山市山北五二〇津山市議会内末永弘之)(第五五号)

極左暴力集団の排除に関する陳情書外一件(長崎市江戸町二の二三長崎県議会内古藤恒彦外一名)(第六六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○石橋委員長 これより会議を開きます。

ただいま、内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の両案が本委員会に付託になりました。

この際、両案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。葉梨自治大臣。

地方税法の一部を改正する法律案 地方交付税法の一部を改正する法律案 (本号末尾に掲載)

○葉梨国務大臣 ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢の変化等に即応した税制全般にわたる改革の一環として住民負担の軽減及び合理化等を行うこととし、個人住民税について税率構造の緩和、基礎控除額の引き上げ及び配偶者特別控除の創設を行うとともに、住民税における利子課税制度の合理化等の改正を行う必要があります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

その一は、道府県民税及び市町村民税については、中堅所得者層を中心とした負担の軽減合理化を図る観点から、税率構造の簡素化及び累進度の緩和並びに基礎控除額の引き上げを行うとともに、配偶者特別控除を創設し、これとの関連において配偶者に係る白色申告者の事業専従者控除の控除限度額を引き上げることとするほか、老年者控除額の引き上げ等を行うこととしたしております。

第一類第二号

地方行政委員会議録第二号

す。これらの改正は、昭和六十三年及び昭和六十四年度に実施することとしたしております。

また、住民税における利子課税制度につきましても、道府県民税として利子割を創設することとし、老人等に対する利子非課税制度に係るものを除く利子等及び金融類似商品の収益について、利子等の支払い等を行う金融機関等の営業所所在地の道府県が、その支払の際、一定の税率により、他の所得と分離して課税する仕組みを導入することにも、都道府県から市町村に対し、個人に係る利子割額に相当する額の五分の三を交付することとしたしております。

その二は、事業税についての改正であります。事業税につきましては、道府県民税及び市町村民税と同様に、配偶者に係る白色申告者の事業専従者控除の控除限度額を引き上げる等の措置を講ずることとしたしております。

その三は、道府県民税及び市町村民税の消費税についての改正であります。道府県民税及び市町村民税は、消費税につきましても、昭和六十一年度における地方財政対策の一環として講じられた税率等の特例措置の適用期限を昭和六十三年三月三十一日まで延長することとしたしております。

その四は、電気税についての改正であります。繊維製品及び紙の製造の用に供する電気に係る税率の軽減措置の適用期限を昭和六十五年五月三十一日まで延長することとしたしております。

その五は、納税環境の整備についての改正であります。過少申告加算金、不申告加算金または重加算金について、自主申告に係るものを除き、その割合を百分の五引き上げることとするほか、地方税の確定金額等に係る端数計算の基準額について所要の引き上げを行うこととしたしております。

このほか所要の改正を行うこととしたしております。

以上が、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

地方財政の現状にかんがみ、地方公共団体の財源の充実・確保を図るため、昭和六十二年度分の地方交付税の総額について、所要の加算を行うとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正する等の必要があります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

まず、昭和六十二年度分の地方交付税の総額につきましても、同年度の所得税、法人税及び酒税の収入見込み額は一般会計の当初予算に計上された額とするとともに、昭和六十一年度分交付税の精算額五千七百六億円を加算することとして地方交付税法第六条第二項の規定に基づき算定した額に、交付税及び譲与税配付金特別会計における剰余金の活用により加算することとした五百十億円及び地方交付税の総額の特例措置額三千三百十七億八千万円を加算した額から同年度分の利子の支払いに充てるため必要な額三千四百六十一億円を控除した額とすることとしております。

これにより、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するとともに、補正予算に基づく追加公共事業等の実施のための一般財源所要額三千五百億円を地方交付税の総額として増額しようとするものであります。

また、昭和六十六年度分から昭和六十八年度分までの地方交付税の総額につきましても、昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあつてはそれぞれ千六百十億円を、昭和六十八年度にあつては千七百七十五億円を加算した額とすることとしております。

次に、昭和六十二年度の普通交付税の算定につ

きましては、経常経費に係る国庫補助負担率の引き下げ等に伴い増加する経費に対し所要の財源を措置し、あわせて、生活保護基準の引き上げ、老人保健施設等高齢化への対応に係る経費の充実等福祉施策に要する経費、教職員定数の改善、教育施設の整備、私学助成等教育施策に要する経費、公園、清掃施設、市町村道、下水道等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、消防救急対策、公害対策等に要する経費、地域の活性化の促進に要する経費、国際化への対応に要する経費の財源を措置することとしており、さらに、投資的経費について、地方債振りが後の所要経費の財源を措置することとしております。

また、補正予算により増額された公共事業等に要する経費について所要の措置を講ずることとしております。

以上が、地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○石橋委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○石橋委員長 これより両案に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

石渡照久君 既に本会議で質疑された問題もありま

すけれども、確認を含めて質問させていただきます。

今回の地方税法改正法案に盛り込まれた改正内容はどのような考え方で提案されたのか、改正の基本的な考え方をまず自治大臣からお聞かせいただきたいと存じます。

○葉梨国務大臣 我が国の税制は、シャープ勧告に基づきまして昭和二十五年に国、地方を通ずる現行税制の基礎が確立され、四十年近くを経過しているわけでございます。この間、我が国の社会

経済におきましては、産業構造あるいは就業構造の変化、所得水準の上昇と平準化、あるいは消費の多様化、サービス化、人口の高齢化、国際化等の進展など、著しい変化がございました。最近におけるこのような社会経済情勢の著しくかつ急激な変化を背景として、税制に関しましてさまざまなものが、ひずみ等が指摘されておるところでございます。また、国民の税に對します重税感と申しますか不満感が高まっております。税制全般にわたる見直しを行って、国民の理解と信頼に裏づけられた税制を確立することが喫緊の課題となっております。

今回の税制改正案は、このような税制全般にわたる改革の必要性を十分に踏まえた上で、その一環として税制改革協議会の御議論も念頭に置きながら、当面緊急に実施しなければならない住民負担の軽減及び合理化等を行うものでございます。その主な内容でございますが、個人住民税につきましては平成六千六百億円の減税を行うこととしておりまして、累進税率構造の緩和とか基礎控除額等の引き上げや配偶者特別控除の創設等の改正を昭和六十三年及び昭和六十四年度の両年度にわたって実施いたします。

また、道府県民税としまして昭和六十三年一月一日から利子割を創設いたしまして、老人や母子家庭あるいは障害者等に対する利子非課税制度に係るものを除く利子等につきまして、その支払いを行う金融機関等の営業所所在地の道府県が一定の税率で分離課税を行うこととしたしまして、その五分の三を各市町村へ交付することになっております。

地方たばこ消費税につきましては、昭和六十一年度の地方財政対策の一環としてとられました税率等の特例措置の適用期限を昭和六十三年三月三十一日まで延長するほか、住民税につきまして土地税制の見直しを行うこととしております。

○石渡委員 住民税の減税が二段階で行われるこ

となつてゐるわけですが、それはどのような理由からでありましょうか。

○葉梨國務大臣 今回の改正におきまして住民税減税のための恒久財源は、道府県民税利子割をもつて充てることとしておるわけでございます。ただいま申し上げたとおりでございます。しかしながら、利子割収入が平年度化するまでは何年かかかるわけでございまして、昭和六十三年に直ちに最終的に予定しているだけの利子割の収入が見込めるものとはなつておりません。そのために、住民税の減税規模を、平年度ベースではおおむね利子割の収入に見合う規模とするわけでございしますが、現下の地方財政の状況も考えまして、昭和六十三年には第一段階として約五千億円の規模の減税といたしまして、昭和六十四年度から約六千六百億円規模の減税を行うこととしたわけでございます。

○石渡委員 減税先行分の六十三年の財源及び六十四年度以降の減税財源についてどのように考へてゐるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○葉梨國務大臣 個人住民税減税の減取分でございしますが、利子割の創設により増収分を充てることがしてゐるわけでございしますが、利子割の収入が平年度化するには数年かかります。その間は減取分が利子割の増収分を上回るわけでございします。この差額の財源といたしまして、最近の経済情勢にかんがみ、今後の税収の動向によつては自然増収を充てることも可能になるかと考えられますが、いずれにいたしましても歳入歳出を通じて地方財政運営全体の中で対処すべきものと考へております。昭和六十三年以降の地方財政対策を講ずるに際しましては、この点を十分念頭に置いて地方団体の財政運営に支障が生じないよう適切に対処していきたくと思ひます。

○石渡委員 税制改革の見直しに伴ひまして、当初の地方税と地方譲与税等の地方財源が減収になる要因があるわけであります。地方団体の財政運営に支障が生じないように十分な補てん措置が講じられるべきであると思ひます。

いかがでございましょうか。

○葉梨國務大臣 税制改革の見直しによります地方譲与税、地方交付税等の地方一般財源の減収につきましても、地方財政の運営に支障が生ずることのないよう補てんすることとしております。

具体的に申し上げますと、地方税及び地方譲与税で生ずる減収額三百九十三億円につきましても、当初の地方財政対策と同様に建設地方債の増発により補てんすることとしておるところでございます。また、地方交付税につきましても、当初予定しております額よりも減収になる要因が生じておりますけれども、六十一年度分の国税三税の自然増収によります地方交付税の増額がありまして、うち二千二百六億円を充てることによりまして当初予定額を確保する措置を講ずることによりまして、それと同時に追加公共事業等の地方負担の財源につきましても、従来でございまして全額地方債で対応したわけでございしますが、今回は一般財源としまして地方交付税総額を三千五百億円増額する措置を講じて対応したいと思ひておるわけでございします。

○石渡委員 補正予算による公共事業の追加に伴う地方負担に充てることとしてゐる地方交付税の増額分について、その配分の基本的な考え方はどうでありましょうか。また、所得税減税等に対応して所得税等の歳入の予算補正措置がとられる場合においても、本年度の地方交付税の額を減らすようなことはなないと思ひてございしますけれども、いかがでありましょうか。

○矢野政府委員 お尋ねの第一点、すなわち補正予算による公共事業の追加に伴う地方負担に対する交付税の配分の基本的考え方でございますが、追加公共事業等の地方負担に対する交付税措置につきましても、義務教育施設費など事業費補正という方式によりまして算入するごく一部の経費を除きまして、大部分は道府県分、市町村分ともに「その他の土木費」、これは人口を測定単位といたしてございします。及び「その他の諸費」、これは人口を測定単位とするものと面積を測定単位とするものと

のございしますが、そのうちの面積を測定単位とするもの、この二つの費目の投資的経費に係る単位費の増額を図ることによりまして財源措置をすることといたしてございします。

お尋ねの第二点でございます。すなわち、歳入の予算補正措置がとられた場合においてもこの地方交付税の額は確保すべきではないか、こういう点でございしますが、地方団体におきましては既に当初示しております地方財政計画を参考にして本年度の財政運営を進めておるわけでございします。また、補正予算による追加公共事業等の円滑な執行を図るためには、その地方負担の財源に充てるための三千五百億円の地方交付税の増額は必要不可欠であると思ひます。したがいまし、今回の地方財政対策の見直しにより確保することとした総額十兆二千三百九十四億円の地方交付税については、今後御指摘のような所得税の歳入の予算補正措置がとられる場合におきましても、ぜひとも確保していくことが必要であると思ひてございします。

いづれにせよ、今後とも地方団体の健全な財政運営に支障が生じないよう適切に対処してまいり所存でございします。

○石渡委員 地方交付税法改正法案のみが成立いたしましたとしても、地方税法改正法案や所得税法等改正法案が成立しないと各地方団体への普通交付税額の決定ができないということですが、その理由をお尋ねいたします。

○矢野政府委員 自治大臣が毎年度地方団体に交付すべき交付税の額を決定するに当たりましては、まず交付税の総額が確定しておること、それから基準財政需要額及び基準財政収入額の合理的な算定をなし得ること、これが必要条件でございします。

このうち、交付税総額の確定及び基準財政需要額の算定につきましては地方交付税法の成立によつてございしますが、基準財政収入額の算定につきましては、これは地方税制でございしますので、地方税法の改正が成立をしなければならぬわけでございします。

ならぬわけでございします。

今回、利子課税の創設あるいはたばこ消費税の改正などを御提案申し上げておるところでございしますが、地方団体の基準財政収入額の合理的な算定を行いますためには、これらを含めたいしまた地方税法改正案等が決定しておること、これが必要でございまして、それらがあわせて成立をしない場合には、普通交付税の算定ができない状況に置かれることとなりますので、この点御理解を賜りたいと思ひます。

○石渡委員 次に、地価高騰問題についてお尋ねをいたします。

東京を初めとする大都市の地価は、この一、二年異常な高騰を続けておるわけであります。六十二年四月一日の地価公示価格によりますと、東京都平均の前年地価変動率は商業地で七四・九%、住宅地で五〇・五%という常識を超えた数値を示しておるわけであります。この傾向は全国の大都市へと波及しつつあるわけであります。この結果、庶民の住宅取得は極めて困難になりつつあり、公園や道路等の社会資本整備にも大きな制約となつており、国民生活にはかなり知れない影響をもたらしておるわけであります。

地価対策につきましては、地方自治体、特に東京都はできる限りの施策を講じ、その鎮静化に努力を払つております。例えば埋立地の開発による用地の供給や土地取引に当たつての価格指導、土地信託の採用等がその例であります。しかし、自治体としてとり得る施策にはおのずと限界があるわけであります。土地対策は国土利用計画を初めとして土地税制、金融規制、どれ一つとつても不十分で国政レベルの問題であると言へるわけであります。その意味で、現在進められてゐる臨時行政改革推進審議会での審議結果に期待をすること、土地問題に対する政府の抜本的な取り組みを強く要望いたすわけであります。

そこで、とりあえず地方自治体にとって緊急な事項である次の三点について、自治大臣にお伺いをいたしたいと思ひます。

第一は、固定資産税、都市計画税についてであります。

地価の異常な高騰が固定資産税や都市計画税にそのまま反映されることになるならば、自己の住宅に住んでいるだけでそこから収益を期待できない人たちに与えるのは、その負担は著しく厳しいものになるわけであり、大都市の特殊事情を固定資産税等の評価に持ち込まないで済むような制度の確立が必要だとも考えます。なお、この点については同趣旨の要望が東京都や都議会から自治大臣あてに出されていると聞いておるわけでございますけれども、御所見をお伺いいたします。

○津田政府委員 固定資産税の評価の問題でございます。御指摘は、特定の地域に相応するような評価というものを考えたらいかがか、このような御提案かと思っております。

固定資産税の評価につきましては、やはり固定資産税の全般的な負担の公平という点から考えますと、評価というものは統一的にやらなければならぬ、こういう性格を持つておるわけでございまして、全国各市町村を通じて統一した評価方法によるべしということが、昭和三十六年固定資産評価制度調査会の答申を通じて現在のような制度になっておるわけでございます。

そういう意味で、特定の地域あるいは団体のみに適用する特別の評価制度を設けることは困難でございますが、実はこの評価基準には正常価格というもので評価しろということになっておるわけでございます。そして運用につきましても、一般に売買例は買い急ぎによる割高の価格の売買がある、この場合において、買い急ぎをしない場合において成立する売買価格によって評定すること、あるいは将来における期待価格が含まれておる場合においてはこれを含めずに評定すること、こういう運用も実は行われておるわけでございまして、これは一般的には書いてございしますが、今回の大都市を中心といたします異常な土地騰貴という場合には、御承知のとおりいわゆる買いいかえ特例を利用して買い急ぎということで通常の値

段以上に買うとか、あるいは容積率とか建ぺい率が将来緩やかになるであろう、そういうものを見越して、将来におきます期待価格を含んだ売買実例があるかと思っております。そのような場合におきましては、現在の評価基準におきましてもそういう実例は排除して、そういうものでない正常な状態で評価すべし、こういう扱いにされておるわけでございまして、現在各団体と私も協議しておるわけでございしますが、特に大都市におきまして固定資産税の評価に当たる方々には、このような点を十分周知徹底させて調整を図っておるわけでございます。

そして、最終的な固定資産税負担の問題につきましては、政府税調の答申にございしますように、多くの納税者に対して毎年課税される、こういう固定資産税の性格というものを十分わきまを置いて、負担の急増を緩和するための措置と配慮をしておるような状況でございます。

○石渡委員 固定資産税の評価がえについては、ひとつ慎重に対処を心からお願いをいたすわけであります。

第二は、国有地や旧国鉄用地の処分についてであります。

国有地等の処分は、周辺の地価形成や土地利用に大きな影響を及ぼします。そこで、その処分に当たっては基本的に地元地方公共団体の利用構想等と十分な調整が必要であり、また極力地域の実情に沿った利用が図られるべきであると考えておるわけであります。特に、一般競争入札によって処分することは高値売却につながるおそれが多分にあり、周辺の地価にも悪影響を与えることになるわけであります。自治体からは、売却に当たっては一般競争入札によらない方法で処分してほしいという要望が出されておると聞いておるわけでありますが、御所見をお願いいたします。

○葉梨国務大臣 今先生言われましたように、国有地とか旧国鉄用地につきましては、町づくりとかあるいは都市開発等に重要な位置を占めるもの

が多いわけでございます。国有地につきましては、公用、公共用優先の原則がございまして、関係地方公共団体への随意契約による優先譲渡がされることとなっております。また、旧国鉄用地につきましても、公共用あるいは公用等に供するための用地については地方公共団体への随意契約による譲渡が可能となっているわけでございます。

民間に譲渡される場合につきましても、当該地区の土地利用計画等と十分に整合性を持って譲渡されるように期待をされているということでございします。

第三は、市街化区域内農地の宅地並み課税についてであります。

宅地の供給策の一つとして、市街化区域内にまだ相当残っている農地について宅地並み課税を強化し、農地を宅地に転用させるべきであるという考え方があります。また一方で、市街化区域内農地は都市に対する生鮮野菜の供給基地、緑やオープンスペース、防災空地としての役割等都市にとってなお貴重な存在である、極力保全すべきである、たとえ宅地化するとしても十分な基盤整備を行うことが先決であるという意見もあるわけでございまして、この複雑な問題について自治大臣はどのように取り組んでいかれるのか、御所見をお伺いいたします。

○葉梨国務大臣 市街化区域内の農地の宅地並み課税につきましては、現行制度は昭和五十七年に土地税制全般にわたる見直しの中で新しく行われたものでございまして、土地の供給促進という課題と農業経営を継続したいという二つの課題の調整策として、長期安定的な税制改正の一環として創設されたわけでございます。

現行制度、長期農業継続農地という制度でございしますが、この適正な運用につきましては、従来

から自治省としては地方団体を指導してまいりましたが、この長期農業継続農地に対しては、農地課税を超える税額については徴収猶予の優遇措置がございします。この運用実績等につきまして最近調査結果がまとまりましたので、この調査結果をよく検討しまして、先般経済対策閣僚会議において決定された緊急経済対策の趣旨に沿って対処してまいりたいと考えております。

なお、今後の市街化区域内農地に対する宅地並み課税のあり方につきましては、農業をまじめに行っている方々に対する配慮を行うと同時に、宅地供給促進の要請がございします。また、土地利用のあり方とか都市における緑地等をどうやって確保するか、あるいは都市施設の整備等の状況との関連などいろいろな面から多角的に検討を進めまして、また各界の御意見も承りながら、あり方を検討していくべきであると考えておるところでございます。

○石渡委員 次に、東京の地下鉄十二号線についてであります。

本事業は、自治、大蔵、運輸の各省にかかわる事業であります。また、都庁舎移転という都政の命運をかけた都市大改造にもかかわり、一千二百万人はもとより、首都圏住民生活に及ぼす影響も、交通、経済、消費等非常に大きな問題であり、より幅広い取り組みが必要と考えるものであります。運輸政策審議会は、一昨年の七月に、昭和七十五年を目標とした東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画について答申しました。二十一世紀に向かって東京が名実ともに世界都市になっていくためには、公共交通網の整備は不可欠の課題であります。答申が取り上げた整備計画はいずれもその実現が望まれるところでありまして、中でも第二山手線と言われる東京十二号線の新設は、東京の都市構造を戦と住の均衡がとれた多心型に再編していくものとして、その早期建設が強く期待されているものであります。十二号線は、東京都の試算によりますと、総額

八千四百九十億円、環状部だけでも五千八百五十億円を要するビッグプロジェクトであります。我が国の現下の最重要政策課題とも言うべき内需拡大の面からも極めて効果の高い事業であり、この点からも早期着工が図られるべきものと考えます。

この路線の免許を持つ東京都においては、元運輸事務次官、現JR東日本社長の住田氏を会長とする調査会から、早期建設の必要と、それを実現していくための諸方策について提言を受け、その具体化に向け意欲的に取り組んでいるところであります。

また、その中で、十二号線環状部については、早期に全線同時開業を図るため、第三セクターを設立して建設を行わせる検討を進めていると聞いておるわけでありますが、このことも政府が進めている民間活力の活用に合致するものだと考えるわけであります。

以上のことから考えますと、十二号線については、これがビッグプロジェクトであるだけに、政府としても助成のあり方を初め検討を要する問題は多々あるかと存するわけでありますが、これを推進する立場から、東京都を全面的にバックアップをしていくべきであると考えられるわけでありますが、御答弁をお願いいたします。

○薬製国務大臣 地下鉄東京十二号線につきましては、先生から今いろいろお話がございましたが、ただいまは放射部の一部につきまして東京都の直営事業として着工されていると聞いております。東京都におきましては、その積極的な推進を図るため、今先生がおっしゃいましたように、昨年の四月、東京都が調査会を設置して検討を行ってきたところでございます。

この調査会からは、環状部の早期建設を図るという観点から、都が出資する第三セクターが建設した上で、都がその譲渡を受けて経営することなどを骨子とします調査結果が示されております。これに基づきまして、都においては第三セクターの設立など建設に向かつての準備が進められているところでございます。

事業の推進に当たりましては、早期に全線同時開業を図るための体制とか建設資金の具体的な調達方法、あるいは国や都の助成措置のあり方、開発利益の吸収方法など、調整を要する問題点がまだ数多く残されているわけでございます。

東京十二号線につきましては、ただいま先生おっしゃいましたように、首都機能の強化のため極めて重要なプロジェクトであると認識しておりまして、関係省庁とも十分協議しながら、事業が円滑に推進されるよう協力してまいりたいと考えております。

○石渡委員 御答弁を賜ったわけですが、御承知のように、電車によります通勤地獄、あるいは高速道路等を中心とした道路交通の麻痺、このような問題が東京の抱える大きな問題であり、都市問題だけではなくて心理的なあるいは精神的ないろいろな意味の文化というものが失われ

目次中「第六十五条」を「第六十五條の二」に、「第四目 犯則取締（第七十一條 第七十一條の四）」を

第四款 利子等に係る道府県民税
第一目 課税標準及び税率（第七十一條の五 第七十一條の八）
第二目 徴収（第七十一條の九 第七十一條の十六）
第三目 督促及び滞納処分（第七十一條の十七 第七十一條の二十一）
第四目 犯則取締（第七十一條の二十二 第七十一條の二十五）
第五目 交付（第七十一條の二十六）

第十五条の四第一項第一号中「第五十三條第三項」を「第五十三條第七項」に、「第三百二十一條の八第三項」を「第三百二十一條の八第七項」に改める。
第十七条の四第一項第一号中「第五十三條第三項」を「第五十三條第八項」に、「第三百二十一條の八第三項」を「第三百二十一條の八第八項」に改める。

第二十條の四の二第三項中「十円」を「百円」に改め、同条第五項中「五百円」を「千円」に改め、同条第六項中「百円」を「千円」に改め、同条第八項中「百円」を「千円」に、「十円」を「百円」に改める。
第二十三條第一項第三号の次に次の一号を加える。
三の二 利子割 支払を受けるべき利子等の額

ていくということが大変危惧するわけであります。いろいろこの解決策には、それぞれ努力を重ねておるところだというふうに思わなければならないけれども、この十二号線の問題はその大きな解決の決め手になると私は信じておるわけでございまして、今後ともより一層の御協力、御尽力を賜りたいとお願い申し上げます。質問を終わります。ありがとうございました。

○石橋委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時三十五分散会

地方税法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律案
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四目 犯則取締（第七十一條 第七十一條の四）
第七十一條の五 第七十一條の八
第七十一條の九 第七十一條の十六
第七十一條の十七 第七十一條の二十一
第七十一條の二十二 第七十一條の二十五

第二十三條第一項第四号中「第三條の四第四項」を「第三條の三第五項、第八條の三第五項」に改め、同項第五号中「同法第二十九條において給与等とみなされる年金に係る所得を含む。」を削り、同項第七号及び第八号中「生計を一にするもの」の下に「（第三十二條第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

十四 利子等 利子、収益の配分その他これらに類するもので次に掲げるものをいう。
イ この法律の施行地において支払を受けるべき所得税法第二十三條第一項に規定する

利子等（租税特別措置法第四條の四第一項の規定により所得税法第二十三條第一項に規定する利子等とみなされる勤労者財産形成貯蓄保険契約等に基づき支払を受ける差益を含み、ハ及びニに掲げる利子、収益の分配又は差益、同法第九條の二第一項の規定の適用を受ける利子、同法第十條第一項の規定の適用を受ける利子又は収益の分配、租税特別措置法第四條第一項の規定の適用を受ける利子並びに政令で定めるものを除く。）

ロ 租税特別措置法第三條の三第一項に規定する国外公社債等の利子等と同項の国内における支払の取扱者を通じて支払を受けるもの（第二十五條の二第三項及び第七十一條の八において「国外公社債等の利子等」という。）

ハ 租税特別措置法第四條の二第一項の規定の適用を受ける財産形成住宅貯蓄に係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益
ニ 租税特別措置法第四條の三第一項の規定の適用を受ける財産形成年金貯蓄に係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益
ホ この法律の施行地において支払を受けるべき所得税法第二十四條第一項に規定する配当等で証券投資信託の収益の分配に係るもの（ハ及びニに掲げる収益の分配並びに同法第十條第一項の規定の適用を受ける収益の分配に係るものを除く。）

ヘ 租税特別措置法第八條の三第一項に規定する国外証券投資信託の配当等で同項の国内における支払の取扱者を通じて支払を受けるもの（第二十五條の二第三項及び第七十一條の八において「国外証券投資信託の配当等」という。）

ト この法律の施行地において支払を受けるべき所得税法第七十四條第三号から第八号までに掲げる給付補てん金、利息、利益又は差益

第二十三条第四項中「第二款第三目」を「第十四号、第二十五条の二並びに第二款第三目及び第四款」に改める。

第二十四条第一項中「均等割額によつて」の下に「第五号に掲げる者に対しては利子割額によつて」を加え、「管理人の定」を「管理人の定め」に、「第五十三條第五項」を「第五十三條第四項」に改め、同項に次の一号を加える。

五 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で道府県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける者

第二十四条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

八 第一項第五号の営業所等とは、利子等の支払をする者の営業所、事務所その他これらに準ずるもので利子等の支払の事務（利子等の支払に関連を有する事務を含む。）で政令で定めるものをいうもの（利子等の支払の取扱いをする者の者の営業所、事務所その他これらに準ずるもので利子等の支払の取扱いの事務のうち政令で定めるものをいうもの）をいう。

第二十四条の五第一項中「道府県民税」の下に「の均等割及び所得割」を加える。

第二十五条第一項中「道府県民税」の下に「の均等割及び法人税割」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（利子等に係る道府県民税の非課税の範囲）
第二十五条の二 道府県は、所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者又は外国法人が支払を受ける利子等については、利子割を課することができない。

2 道府県は、所得税法別表第一一号に掲げる内国法人が支払を受ける利子等、同法第十一条第一項の規定の適用を受けるもの、租税特別措置法第三条の三第六項の規定の適用を受ける金額に相当する部分のものは第二十三条第一項第十四号に掲げるものについては、利子割を課することができない。

3 道府県は、所得税法第七十六條第一項に規定する信託会社が支払を受ける利子等、同項の規定の適用を受けるもの又は国外公社債等の利子等若しくは国外証券投資信託の配当等で政令で定めるもの、租税特別措置法第八條第一項に規定する金融機関が支払を受ける利子等、同項の規定の適用を受けるもの又は同法第三条の三第六項の規定の適用を受ける金額に相当する部分のものと及び同法第八條第二項に規定する証券業者等が支払を受ける利子等、同項の規定の適用を受けるもの又は同法第三条の三第六項の規定の適用を受ける金額に相当する部分のもののについては、利子割を課することができない。

第二十六條の見出し中「法人等」を削り、同条第一項各号列記以外の部分中「定」を「定め」に改め、「道府県民税」の下に「並びに利子等に係る道府県民税」を加え、「左に」を「次に」に改め、「第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同条を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 特別徴収義務者
第二十六條第二項中「呈示」を「提示」に改め、同条第三項中「法人等」を削り、「第六十八條第六項」の下に「又は第七十一條の十九第六項」を加える。

第二十七條の見出し中「法人等」を削り、同条第一項中「左の」を「次の」に、「呈示」を「提示」に改め、同条第二項中「定」を「定め」に、「並びに第七十條第二項」を「第七十條第二項、第七十一條の十六第三項、第七十一條の二十四第四項並びに第七十一條の二十一第二項に改め、同じ。」又は「の下に「法人若しくは人の」を、「その法人」の下に「又は人」を加え、「外」を「ほか」に改め、同条第三項中「管理人の定」を「管理人の定め」に改める。

第三十二條第三項中「及びいずれかの所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族とされる者」を削り、「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第四項中「及びいずれかの所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族とされる者」を削

り、同項第一号を次のように改める。
一 次に掲げる事業専従者の区分に応じそれぞれ次に定める金額
イ 当該納税義務者の配偶者である事業専従者 六十万円
ロ イに掲げる者以外の事業専従者 四十五万円
第三十二條第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。
11 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の所得税法第五十七條の二第二項に規定する特定支出の額の合計額が同法第二十八條第二項に規定する給与所得控除額を超える場合には、本項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第四十五條の二第一項の規定による申告書が、当該特定支出に関する明細書その他の自治省令で定める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第五十七條の二第二項の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除するものとする。
第三十四條第一項第二号中「五万円」を「十万円」に改め、同項第七号中「二十四万円」を「四十八万円」に改め、同項第十号中「二十六万円」を「二十八万円」に、「二十七万円」を「二十九万円」に改め、同条の次に次の一号を加える。
十二 自己と生計を一にする配偶者（他の所得割の納税義務者の扶養親族とされる者並びに第三十二條第三項に規定する青色事業専従者に該当するもの）で同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）を有する所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が八百万円以下であるもの（その配偶者が本号に規定する所得割の納税義務者として本号の規定の適用を受けている者を除く。）次に掲げるその配偶者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 控除対象配偶者 次に掲げる者の区分に応じ次に定める金額
(1) 前年の合計所得金額がない者 十四万円

(2) 前年の所得の全部が第二十三條第一項第七号ロに規定する給与所得等（以下本号において「給与所得等」という。）である者 十四万円からその者の前年の合計所得金額の三十三分の十四に相当する金額（その金額に一万円未満の端数があるときは、又はその金額が一万円未満であるときは、その端数金額又はその全額はな

いものとする。）(3)及び(4)において同じ。）を控除した金額
(3) 前年の所得の全部が給与所得等以外の所得である者 十四万円からその者の前年の合計所得金額の三・三倍に相当する金額の三十三分の十四に相当する金額を控除した金額
(4) 前年中に給与所得等と給与所得等以外の所得とを有する者 十四万円から、その者の前年の給与所得等の金額とその者の前年の合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額の三・三倍に相当する金額との合計額の三十三分の十四に相当する金額を控除した金額

控除対象配偶者以外の配偶者 次に掲げる者の区分に応じ次に定める金額
(1) 前年の所得の全部が給与所得等である者 十四万円からその者の前年の合計所得金額のうち三十三万円を超える部分の金額（当該金額が十六万五千円を超えるときは、十六万五千円とする。）(2)及び(3)において同じ。）の三十三分の二十八に相当する金額（その金額に一万円未満の端数があるときは、又はその金額が一万円未満であるときは、その端数金額又はその全額はな

いものとする。）(2)及び(3)において同じ。）を控除した金額

イ 控除対象配偶者 次に掲げる者の区分に応じ次に定める金額
(1) 前年の合計所得金額がない者 十四万円
(2) 前年の所得の全部が第二十三條第一項第七号ロに規定する給与所得等（以下本号において「給与所得等」という。）である者 十四万円からその者の前年の合計所得金額の三十三分の十四に相当する金額（その金額に一万円未満の端数があるときは、又はその金額が一万円未満であるときは、その端数金額又はその全額はな

いものとする。）(2)及び(3)において同じ。）を控除した金額

(3) 前年の所得の全部が給与所得等以外の所得である者 十四万円からその者の前年の合計所得金額の三・三倍に相当する金額の三十三分の十四に相当する金額を控除した金額
(4) 前年中に給与所得等と給与所得等以外の所得とを有する者 十四万円から、その者の前年の給与所得等の金額とその者の前年の合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額の三・三倍に相当する金額との合計額の三十三分の十四に相当する金額を控除した金額

控除対象配偶者以外の配偶者 次に掲げる者の区分に応じ次に定める金額
(1) 前年の所得の全部が給与所得等である者 十四万円からその者の前年の合計所得金額のうち三十三万円を超える部分の金額（当該金額が十六万五千円を超えるときは、十六万五千円とする。）(2)及び(3)において同じ。）の三十三分の二十八に相当する金額（その金額に一万円未満の端数があるときは、又はその金額が一万円未満であるときは、その端数金額又はその全額はな

いものとする。）(2)及び(3)において同じ。）を控除した金額

イ 控除対象配偶者 次に掲げる者の区分に応じ次に定める金額
(1) 前年の合計所得金額がない者 十四万円
(2) 前年の所得の全部が第二十三條第一項第七号ロに規定する給与所得等（以下本号において「給与所得等」という。）である者 十四万円からその者の前年の合計所得金額の三十三分の十四に相当する金額（その金額に一万円未満の端数があるときは、又はその金額が一万円未満であるときは、その端数金額又はその全額はな

いものとする。）(2)及び(3)において同じ。）を控除した金額

(2) 前年の所得の全部が給与所得等以外の所得である者 十四万円からその者の前年の合計所得金額の三・三倍に相当する金額のうち三十三万円を超える部分の金額の三十三分の二十八に相当する金額を控除した金額

(3) 前年中に給与所得等と給与所得等以外の所得とを有する者 十四万円から、その者の前年の給与所得等の金額とその者の前年の合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額の三・三倍に相当する金額との合計額のうち三十三万円を超える部分の金額の三十三分の二十八に相当する金額を控除した金額

第三十四条第一項第十一号中「二十六万円」を「二十八万円」に、「二十七万円」を「二十九万円」に改め、同条第二項中「二十六万円」を「二十八万円」に改め、同条第三項中「三十四万円」を「三十六万円」に改め、同条第四項中「三十一万円」を「三十三万円」に改め、同条第五項中「配偶者控除額」との下に、「第一項第十号の規定によつて控除すべき金額を配偶者特別控除額とを加え、第一項第十一号を同項第十一号に改め、同条第六項中「その他の控除対象配偶者」の下に「若しくは第一項第十号の規定する生計を一にする配偶者」を加え、「同項」を「第三項」に改め、同条第八項中「控除対象配偶者及び」の下に「第一項第十号の規定する生計を一にする配偶者並びに」を加え、同条第九項中「配偶者控除額」の下に「配偶者特別控除額」を加える。

第三十五条第一項中「百五十万円をこえる場合」を「百三十万円を超える場合」に改め、同項の表を次のように改める。

百三十万円以下の金額	百分の一
百三十万円を超える金額	百分の三
三百万円を超える金額	百分の四

第三十六条第二項中「百五十万円以下である」

を「所得割の最も低い税率の適用される区分に属する」に改める。

第三十七条の二中「道府県民税」の下に「所得割及び利子割」を加え、「こえる」を「超える」に改める。

第三十七条の三を削る。

第四十五条の二第一項中「次の各号に」を「次に」に、「あわせて」を「併せて」に改め、「第三十七條の六第一項」の下に「又は第三項を、給与支払報告書」の下に「又は公的年金等支払報告書」を加え、「年金、恩給（一時恩給を除く）」を削り、「総称する。」の下に「又は所得税法第三十五条等三項に規定する公的年金等（以下本条において「公的年金等」という。）を、所得の下に「又は公的年金等に係る所得以外の所得」を加え、同項第五号中「配偶者控除額」の下に「配偶者特別控除額」を加え、同条第二項中「の給与支払報告書」の下に「又は同条第三項の公的年金等支払報告書」を加え、「同項」を「これら」に改め、「によつて給与支払報告書」の下に「又は公的年金等支払報告書」を、「現在において給与」の下に「又は公的年金等」を、「所得」の下に「又は公的年金等に係る所得以外の所得」を加え、「あわせて」を「併せて」に改める。

第四十七條第一項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

第五十条の四の表を次のように改める。

百三十万円以下の金額	百分の一
百三十万円を超える金額	百分の三
三百万円を超える金額	百分の四

第五十三条第一項中「第九項」を「第十項」に改

め、「算定した法人税割額」の下に「（同法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）又は同法第八十八条の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人（以下本条及び第五十七条第一項において「予定申告法人」という。）にあつては、前事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（第五十五条第一項において「予定申告に係る法人税割額」という。）を加え、「本項」を「本条」に、「すでに」を「既に」に改め、「（当該申告書に係る法人税割額の計算によつて同条第二項及び第三項の規定を適用すべきものを除く。）」を削り、「第十一項」を「第十八項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第七十一条第一項」の下に「（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）」を加え、「前三項」を「前二項、第七項又は第八項」に、「第一項、第二項又は前項」を「前二項、第七項又は第八項」に、「又は第六十三條第一項」を「第六十三條第一項又は第六十三條の二第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第三百一十一條の八第六項」を「第三百一十一條の八第五項」に、「基いて」を「基づいて」に、「（道府県民税の中間納付額」という。以下本項及び第五十五条第五項において同じ。）」を「予定申告法人にあつては、第一項に基づいて計算して申告納付し、又は申告納付すべき道府県民税額。以下本項及び第五十五条第五項において「道府県民税の中間納付額」という。）に改め、同項を同条第五項とする。

第五十三条第十五項を同条第二十二項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十三項を同条第二十項とし、同条第十二項中「第十五項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十一項を同条第十八項とし、同条第十項中「前二項」を「第九項から第十一項まで」に、「第八項」を「第九項」に、「した後において、前項の規定による」を「し、次に第十項の規定による控除及び第

十一項の規定による控除の順序に」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の二項を加える。

16 第十一項の規定により控除されるべき額で同項の法人（法人税法第七十四条第一項、第二百一条第一項（同法第九十九条の規定の適用がある場合に限る。）又は第四百四條第一項の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に限る。）の法人税割額の計算上控除しきれなかつた金額の記載が第十三項の申告書にあるときは、道府県は、政令で定めるところにより、当該法人に対しその控除しきれなかつた金額を還付し、又は当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

17 第十一項の規定による控除又は前項の規定による還付を受ける法人は、控除又は還付を受けるべき額を証明する書類又は帳簿を、自治省令で定めるところにより、保存するとともに、道府県知事の請求があつたときは、これを提示し、又は提出しなければならぬ。

第五十三条第九項を同条第十項とし、同項の次に次の四項を加える。

11 道府県（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人については、主たる事務所又は事業所の所在する道府県）は、法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）第七十四条第一項、第二百一条第一項又は第四百四條第一項の規定によつて法人税の申告書を提出する義務がある法人が当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間において、その支払を受ける利子等につき第四款の規定により利子割額（他の道府県において課されたものを含む。）を課されたときは、政令で定めるところにより、当該利子割額を当該法人が第一項、第二項、第七項又は第八項の規定により申告納付すべき当該算定期間に係る法人税割額から控除するものとする。

12 前項の規定は、法人税法第二条第六号の公益法人等及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものが支払を受ける利子

等で収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずるものにつき第四款の規定により課される利子割額については、適用しない。

13 第十一項の規定は、法人の道府県民税の申告書に同項の規定により控除されるべき額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、当該控除されるべき額に相当する利子割額の都道府県別の明細を記載した自治省令で定める書類が添付されている場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除されるべき額は、当該控除されるべき額として記載された金額を限度とする。

14 道府県知事は、第十一項に規定する利子割額の全部又は一部につき前項の記載又は添付がない法人の道府県民税の申告書の提出があつた場合において、その記載又は添付があつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、その記載又は添付があつた金額につき第十一項の規定を適用することができる。

第五十三條第八項中「道府県民税」の下に「法人税割及び利子割」を加え、「こゝを」を「超える」に、「第一項」を「第一項（予定申告法人に係るものを除く）」に、「第三項」を「前二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「から第三項まで及び第五項」を「第二項、第四項及び第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第一項、第二項、第四項、前項若しくは本項の規定によつて申告書を提出した法人又は第五十五條の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、次の各号の一に該当する場合には、次項に該当する場合を除くほか、遅滞なく、自治省令で定める様式によつて、当該申告書を提出し又は当該更正若しくは決定をした道府県知事に、当該申告書に記載し又は当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された第二十条の九の三第五項に規定する課税標準等又は税額等を修正する申告書を提出し、及びその申告により増加した道府県民税額を納付しなければならない。

一 先の申告書の提出により納付すべきものと定めてこれに記載し、又は当該更正若しくは決定により納付すべきものとして当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された道府県民税額に不足額があるとき。

二 先の申告書に記載し、又は当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された利子割に係る還付金の額に相当する税額が過大であるとき。

三 先の申告書に納付すべき道府県民税額を記載しなかつた場合又は納付すべき道府県民税額がない旨の更正を受けた場合において、その納付すべき道府県民税額があるとき。

8 第一項又は第二項の法人が法人税に係る修正申告書の提出又は法人税に係る更正若しくは決定の通知により前項各号の一に該当することとなつた場合においては、当該法人は、当該修正申告によつて増加した法人税額又は当該更正若しくは決定によつて納付すべき法人税額を納付すべき日までに、同項の規定によつて申告納付しなければならない。

第五十三條の二中「から第三項まで」を「第二項又は第七項」に改める。
第五十四條第一項中「又は同法第八十八條の規定による法人税に係る申告書を削り、同条第三項」を「同条第七項」に改める。
第五十五條第一項中「法人税割額と異なることを発見したとき」の下に、「当該申告に係る予定申告に係る法人税割額が同条第一項に基づいて計算した額と異なることを発見したとき」を加え、「又は」を削り、「ときは」を「とき、又は当該申告に係る法人税割額から控除されるべき額若しくは還付すべき額がその調査したところと異なることを発見したときは」に改め、同条第二項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第三項中「又は当該」を「当該」に、「ときは」を「とき、又は当該更正若しくは決定をした法人税割額から控除されるべき額若しくは還付すべき額がその調査したところと異なることを発見したときは」に改め、同条第五項中「第五十三條第六項」を「第五十三條第五項」

に、「第二項又は第三項」を「から第三項まで」に改める。

第五十六條第一項中「因る」を「よる」に、「を」を「以下第二項」を「をいい、利子割に係る還付金の額に相当する税額が過大であつたことによる納付すべき額を含む。次項」に改め、同条第二項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第三項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第三項中「有する法人」の下に「（予定申告法人を除く）」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第六十二條第一項中「又は同法第八十八條の規定による法人税に係る申告書を削り、同条第三項」を「同条第七項」に改める。
第六十四條第一項中「第五項」を「第四項」に、「同条第三項」を「同条第七項」に、「又は第二項」を「第二項又は第四項」に、「第五十三條第三項」を「第五十三條第七項」に、「（当該」を「同条第八項の規定の適用がある場合で当該」に、「提出された場合には」を「提出されたときは」に改め、同条第二項中「第五項」を「第四項」に、「同条第三項」を「同条第七項」に、「当該申告書を提出した日（当該」を「当該申告書を提出した日（第五十三條第八項の規定の適用がある場合で当該」に、「提出された場合には」を「当該申告書の提出期限」まで「を」提出されたときは、当該申告書の提出期限」まで「に」改める。

第二章第一節第三款第二目中第六十五條の次に次の一条を加える。
（控除した利子割額に相当する金額の請求等）
第六十五條の二 道府県は、第五十三條第十一項の規定により控除し、又は同条第十六項の規定により還付し、若しくは充当した利子割額に相当する金額のうち他の道府県が課した利子割額に相当する金額を、当該他の道府県に請求するものとする。

2 前項の請求に係る金額は、関係道府県間で、それぞれ相殺するものとする。
3 第一項の請求を受けた道府県知事は、当該請求に關し必要があるときは、当該請求に係る道府県に対し、参考となるべき資料の閲覧又は提供を求めることができる。
4 前三項に定めるもののほか、これらの規定の実施のための手続その他その施行のために必要な事項は、自治省令で定める。
第二章第一節に次の一款を加える。
第四款 利子等に係る道府県民税
第一目 課税標準及び税率

（利子割の課税標準）
第七十一條の五 利子割の課税標準は、支払を受けるべき利子等の額とする。
2 前項の利子等の額は、所得税法その他の所得税に關する法令の規定の例によつて算定する。
（利子割の税率）
第七十一條の六 利子割の税率は、百分の五とする。ただし、第二十三條第一項第十四号及び二に掲げる利子、収益の分配又は差益については、百分の一・二五とする。
2 租税特別措置法第四條の二第二十項又は第四條の三第十一項の規定によりこれらの規定に規定する事実が生じた日においてその支払があつたものとみなされる利子、収益の分配又は差益に対する利子割の税率は、百分の三・七五とする。
3 前項に定めるもののほか、同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
（信託財産に係る利子等の課税の特例）
第七十一條の七 信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。）がその引き受けた合同運用信託又は証券投資信託の信託財産について徴収された利子割の額は、政令で定めるところにより、前二條の規定を適用した場合の当該合同運用信託又は証券投資信託の収益の分配に係る利子割の額から控除する。

2 前項の規定により控除すべき合同運用信託又は証券投資信託の信託財産について徴収された

は証券投資信託の信託財産について徴収された

利子割の額は、当該合同運用信託又は証券投資信託の収益の分配の額の計算上、当該収益の分配の額に加算する。

(国外公社債等の利子等に係る外国税額控除)

第七十一条の八 利子割の納税義務者が国外公社債等の利子等又は国外証券投資信託の配当等につきその支払の際に所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税（政令で定めるものを含む。）を課された場合において、当該外国所得税の額が租税特別措置法第三条の三第四項又は第八条の三第四項の規定により所得税の額から控除することとされた額を超えるときは、当該超える金額は、当該納税義務者の第七十一条の五及び第七十一条の六の規定を適用した場合の利子割の額を限度として当該利子割の額から控除するものとする。この場合において、当該納税義務者（個人に限る。）に対する第三十七条の二及び第三百四十四の七の規定の適用については、当該外国所得税の額は、ないものとする。

第二目 徴収

(利子割の徴収の方法)

第七十一条の九 利子割の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(利子割の特別徴収の手続)

第七十一条の十 利子割を特別徴収の方法によつて徴収しようとする場合には、利子等の支払又はその取扱いをする者で道府県内に第二十四条第八項に規定する営業所等を有するものを当該道府県の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、利子等の支払の際（特別徴収義務者が利子等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る利子等の交付の際）、その利子等について利子割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、自治省令で定める様式によつて、その徴収すべき利子割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を道府県知事に提出し、及びその納入金を当該道府県に納入する義務を負う。

この場合において、道府県知事に提出すべき納入申告書には、自治省令で定める計算書を添付しなければならない。

(利子割に係る更正又は決定)

第七十一条の十一 道府県知事は、前条第二項の規定による納入申告書（以下本款において「納入申告書」という。）の提出があつた場合において、当該納入申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 道府県知事は、特別徴収義務者が納入申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3 道府県知事は、前二項又は本項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、その調査によつて、過大又は過少であることを発見した場合においては、これを更正する。

4 道府県知事は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(利子割に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第七十一条の十二 道府県の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額（更正による納入金額の不足額又は決定による納入金額をいう。以下本款において同じ。）があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合には、その不足金額に第七十一条の十第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）の翌日から納入の日までの期間の日に応じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 道府県知事は、特別徴収義務者が前条の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

を得不い理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入する利子割に係る納入金の延滞金)

第七十一条の十三 利子割の特別徴収義務者は、第七十一条の十第二項の納期限後にその納入金を納入する場合には、当該納入金額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

2 道府県知事は、特別徴収義務者が第七十一条の十第二項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

(利子割に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七十一条の十四 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。以下本項において同じ。）において、第七十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足金額（以下本項において「対象不足金額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る利子割について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該利子割についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号の一に該当する場合には、道府県知事は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七十一条の十一第二項の規定による決定があつた場合
二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があつた場合
三 第七十一条の十一第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

3 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る利子割の額について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してされたものであるときは、当該納入申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

4 道府県知事は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合に、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(利子割に係る納入金の重加算金)

第七十一条の十五 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、道府県知事は、政令で定めるところにより、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、道府県知事は、同項の不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 道府県知事は、前項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第三項に規定する事由があるときは、当該納入申告書に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

4 道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合に、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(利子割の脱税に関する罪)

第七十一条の十六 第七十一条の第二項の規定によつて徴収して納入すべき利子割の納入金の

全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納入しなかつた金額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、本条の罰金を科する。

4 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三目 督促及び滞納処分

(利子割に係る督促)

第七十一条の十七 特別徴収義務者が納期限（第七十一条の十一第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合には、第七十一条の十二第一項の納期限。以下本款において同じ。）までに利子割に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合には、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(利子割に係る督促手続)

第七十一条の十八 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合に、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

(利子割に係る滞納処分)

第七十一条の十九 利子割に係る滞納者が次の各

号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該利子割に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る利子割に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに利子割に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。

3 利子割に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の第二項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る利子割に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。

6 前各項に定めるもののほか、利子割に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

(利子割に係る滞納処分に関する罪)

第七十一条の二十 利子割の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその

財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各号の罰金を科する。

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(国税徴収法の例による利子割に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十一条の二十一 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七十一条の十九第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七十一条の十九第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に對し、同項の刑を科する。

3 法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第四目 犯則取締り

(利子割に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)

第七十一条の二十二 利子割に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第十九条ノ二及び第二十二條の規定を除く。)を準用する。

第七十一条の二十三 前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、利子割に関する犯則事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七十一条の二十四 第七十一条の二十二の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においても利子割に関する犯則事件の調査を行うことができる。

第七十一条の二十五 第七十一条の二十二の場合において、利子割に関する犯則事件は、間接国税以外の国税に関する犯則事件とする。

第五目 交付

(利子割の市町村に対する交付)

第七十一条の二十六 道府県は、当該道府県に納入された利子割額に相当する額から、第五十三条第十一項の規定により控除し、又は同条第十六項の規定により還付し若しくは充当した金額に相当する額を減額した額に、第六十五条の二

第一項の規定による請求に基づき他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定による請求に基づき他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額に政令で定める率を乗じて得た額の五分の三に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村に對し、当該市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して交付するものとする。

2 前項の当該市町村に係る個人の道府県民税の額は、自治省令で定めるところにより算定するものとする。

第七十二条の三 第一項中「又は法人税法」を「法人税法第三十七条第五項に規定する特定公益信託又は同法」に改める。

第七十二条の四 第二十八條の四及び第二十八條の五に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる事業専従者の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該事業を行う個人の配偶者である事業専従者 六十万円

ロ イに掲げる者以外の事業専従者 四十五万円

第七十二条の四十六 第一項中「という。」に百分の五を「という。」に百分の十に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第七十二条の四十七 第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

第七十二条の四十八 第一項中「という。」に百分の五を「という。」に百分の十に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第七十二条の四十九 第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

第七十二条の五十 第一項中「という。」に百分の五を「という。」に百分の十に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第七十二条の五十一 第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

第九十七条第一項中「という。」に百分の五を「という。」に百分の十に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第九十八条第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

分の四十」に改める。

第二百二十七条第一項中「という。」に百分の五を「という。」に百分の十に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第二百二十八条第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

第二百七十八条第一項中「という。」に百分の五を「という。」に百分の十に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第二百七十九条第一項中「百分の三十」を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

第二百九十二条第一項第四号中「第三条の四第四項」を「第三条の三第五項、第八條の三第五項」に改め、同項第五号中「(同法第二十九條において給与等とみなされる年金に係る所得を含む。)」を削り、同項第七号及び第八号中「生計を一にするもの」の下に「(第三百三十三條第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)」を加える。

第二百九十四条第一項中「(管理人の定)を「管理人の定め」に、第三百二十一條の八第五項を「第三百二十一條の八第四項」に改める。

第三百三十三條第三項中「及びいづれかの所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族とされる者」を削り、「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第四項中「及びいづれかの所得割の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族とされる者」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる事業専従者の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該納税義務者の配偶者である事業専従者 六十万円

ロ イに掲げる者以外の事業専従者 四十五万円

第三百三十三條第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の所得税法第五十七條の二第二項に規定する特定支出の額の合計額が同法第二十八條第二項に規定する給与所得控除額を超える場合には、本項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第三百三十七條の二第一項の規定による申告書が、当該特定支出に関する明細書その他の自治省令で定める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第五十七條の二第一項の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除するものとする。

第三百三十四條の二 第一項第二号中「五万円」を「十万円」に改め、同項第七号中「二十四万円」を「四十八万円」に改め、同項第十号中「二十六万円」を「二十八万円」に改め、同項第十一号中「二十九万円」に改め、同条の次に次の一号を加える。

十の二 自己と生計を一にする配偶者(他の所得割の納税義務者の扶養親族とされる者並びに第三百三十三條第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)を有する事業専従者に該当するものを除く。を有する事業専従者の納税義務者で、前年の合計所得金額が八百万円以下であるもの(その配偶者が本号の規定する所得割の納税義務者として本号の規定の適用を受けている者を除く。)(次に掲げるその配偶者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 控除対象配偶者 次に掲げる者の区分に応じ次に定める金額

(1) 前年の合計所得金額がない者 十四万円

(2) 前年の所得の全部が第二百九十二条第一項第七号ロに規定する給与所得等(以下本号において「給与所得等」という。)である者 十四万円からその者の前年の合計所得金額の三十三分の十四に相当する金額(その金額が一万円未満の端数があるとき、又はその金額が一万円未満で

得割の納税義務者について、前年中の所得税法第五十七條の二第二項に規定する特定支出の額の合計額が同法第二十八條第二項に規定する給与所得控除額を超える場合には、本項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第三百三十七條の二第一項の規定による申告書が、当該特定支出に関する明細書その他の自治省令で定める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第五十七條の二第一項の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除するものとする。

あるときは、その端数金額又はその金額
はないものとする。(3)及び(4)において同
じ。)を控除した金額

(3) 前年の所得の全部が給与所得等以外の
所得である者 十四万円からその者の前
年の合計所得金額の三・三倍に相当する
金額の三十三分の十四に相当する金額を
控除した金額

(4) 前年中に給与所得等と給与所得等以外
の所得とを有する者 十四万円から、そ
の者の前年の給与所得等の金額とその者
の前年の合計所得金額のうち給与所得等
以外の所得に係る部分の金額の三・三倍
に相当する金額との合計額の三十三分の
十四に相当する金額を控除した金額
控除対象配偶者以外の配偶者 次に掲げ
る者の区分に応じ次に定める金額

(1) 前年の所得の全部が給与所得等である
者 十四万円からその者の前年の合計所
得金額のうち三十三万円を超える部分の
金額(当該金額が十六万五千円を超える
ときは、十六万五千円とする。(2)及び(3)
において同じ。)の三十三分の二十八に
相当する金額(その金額が一万円未満の
端数があるときは、又はその金額が一万円
未満であるときは、その端数金額又はそ
の金額はないものとする。(2)及び(3)に
おいて同じ。)を控除した金額

(2) 前年の所得の全部が給与所得等以外の
所得である者 十四万円からその者の前
年の合計所得金額の三・三倍に相当する
金額のうち三十三万円を超える部分の金
額の三十三分の二十八に相当する金額を
控除した金額

(3) 前年中に給与所得等と給与所得等以外
の所得とを有する者 十四万円から、そ
の者の前年の給与所得等の金額とその者
の前年の合計所得金額のうち給与所得等
以外の所得に係る部分の金額の三・三倍
に相当する金額との合計額のうち三十三

万円を超える部分の金額の三十三分の二
十八に相当する金額を控除した金額

第三百十四条の二第一項第十号中「二十六万
円」を「二十八万円」に、「二十七万円」を「二十
九万円」に改め、同条第二項中「二十六万円」を「二
十八万円」に改め、同条第三項中「三十四万円」を
「三十六万円」に改め、同条第四項中「三十一万円」
を「三十三万円」に改め、同条第五項中「配偶者控
除額」との下に、「第一項第十号の二の規定によつ
て控除すべき金額を配偶者特別控除額」とを加え、
「第一項第十一号」を「同項第十一号」に改め、同
条第六項中「その他の控除対象配偶者」の下に「若
しくは第一項第十号の二に規定する生計を一にする
配偶者」を加え、「同項」を「第三項」に改め、
同条第八項中「控除対象配偶者及び」の下に「第一
項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者並
びに」を加え、同条第九項中「配偶者控除額」の下
に「配偶者特別控除額」を加える。
第三百十四条の三第一項の表を次のように改め
る。

六十万円以下の金額	百分の三
六十万円を超える金額	百分の五
百三十万円を超える金額	百分の七
三百万円を超える金額	百分の八
四百五十万円を超える金額	百分の十
九百万円を超える金額	百分の十一
二千万円を超える金額	百分の十二

第三百十四条の七中「道府県民税」の下に「所得
割及び利子割」を加え、「こゝる」を「超える」
に改める。

第三百十四条の八を削る。

第三百十七条の二第一項中「次の各号に」を「次
に」に改め、「第三百十七条の六第一項」の下に「又
は第三項」を、「給与支払報告書」の下に「又は公
的年金等支払報告書」を加え、「年金、恩給(一
時恩給を除く)」を削り、「総称する。」の下に「又
は所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金

等(以下本条及び第三百十七条の六第三項におい
て「公的年金等」という。)を、「の所得」の下に
「又は公的年金等に係る所得以外の所得」を加え、
同項第五号中「配偶者控除額」の下に「配偶者特
別控除額」を加え、同条第二項中「の給与支払報告
書」の下に「又は同条第三項の公的年金等支払報
告書」を加え、「同項」を「これら」に改め、「に
よつて給与支払報告書」の下に「又は公的年金等
支払報告書」を、「現在において給与」の下に「又
は公的年金等」を、「の所得」の下に「又は公的年
金等に係る所得以外の所得」を加え、同条第三項
中「第三百十七条の六第一項」の下に「又は第三
項」を、「給与支払報告書」の下に「又は公的年金
等支払報告書」を、「現在において給与」の下に「又
は公的年金等」を、「の所得」の下に「又は公的年
金等に係る所得以外の所得」を加え、同条第五項
中「第三百十六条第一項」の下に「又は第三項」
を、「給与所得」の下に「又は公的年金等に係る所
得」を加え、「写」を「写し」に改める。

第三百十七条の六に次の一項を加える。

3 一月一日現在において公的年金等の支払をす
る者で、当該公的年金等の支払をする際所得税
法第二百三条の二の規定によつて所得税を徴収
する義務があるものは、同月三十一日までに、
自治省令の定めるところによつて、当該公的年
金等の支払を受けている者についてその者に係
る前年中の公的年金等の支払額その他必要な事
項を当該公的年金等の支払額を受けている者の一
月一日現在における住所所在の市町村別に作成
された公的年金等支払報告書に記載し、これを
当該市町村の長に提出しなければならない。
第三百十七条の七第一項中「若しくは届出書」
を、「届出書若しくは公的年金等支払報告書」に改
める。

第三百二十一条の八第一項中「第九項」を「第十
項」に改め、「算定した法人税割額」の下に「(同
法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規
定が適用される場合を除く。))又は同法第八十八
条の規定によつて法人税に係る申告書を提出する
義務がある法人(以下本条及び第三百二十一条の

十三第一項において「予定申告法人」という。)に
あつては、前事業年度の法人税割額を基準として
政令で定めるところにより計算した法人税割額
(第三百二十一条の十一第一項において「予定申
告に係る法人税割額」という。))を加え、「すで
に」を「既に」に改め、「(当該申告書に係る法人
税額の計算について同条第二項及び第三項の規定
を適用すべきものを除く。))」を削り、「第十一項」
を「第十二項」に改め、同条第三項を削り、同条第
四項中「第七十一条第一項」の下に「(同法第七十
二条第一項の規定が適用される場合に限る。))」を
加え、「前三項」を「前二項、第七項又は第八項」
に、「第一項、第二項又は前項」を「前二項、第七
項又は第八項」に、「又は第六十三条の二第一項」を
「第六十三条第一項又は第六十三条の二第一項」に
改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条
第四項とし、同条第六項中「基いて」を「基つて」
に、「(市町村民税の中間納付額」という。以下本
項及び第三百二十一条の十一第五項において同
じ。))」を「(予定申告法人にあつては、第一項に基
づいて計算して申告納付し、又は申告納付すべき
市町村民税額。以下本項及び第三百二十一条の十
一第五項において「市町村民税の中間納付額」と
いう。))」に改め、同項を同条第五項とする。

第三百二十一条の八第二項を同条第十三項と
し、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十
項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第
十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条
第八項中「道府県民税」の下に「の法人税割及び利
子割」を加え、「第五十三条第八項」を「第五十三
条第九項」に、「こゝる」を「超える」に、「第一
項」を「第一項(予定申告法人に係るものを除
く。))」に、「第三項」を「前二項」に改め、同項
を同条第九項とし、同条第七項中「から第三項ま
で及び第五項」を「第一項、第四項及び第八項」
に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の
二項を加える。

7 第一項、第二項、第四項、前項若しくは本項の
規定によつて申告書を提出した法人又は第三百
二十一条の十一の規定による更正若しくは決定

を受けた法人は、次の各号の一に該当する場合
には、次項に該当する場合を除くほか、遅滞な
く、自治省令で定める様式によつて、当該申告
書を提出し又は当該更正若しくは決定をした市
町村長に、当該申告書に記載し又は当該更正若
しくは決定に係る通知書に記載された第二十
九の三第五項に規定する課税標準等又は税額
等を修正する申告書を提出し、及びその申告に
より増加した市町村民税額を納付しなければな
らない。

一 先の申告書の提出により納付すべきものと
してこれに記載し、又は当該更正若しくは決
定により納付すべきものとして当該更正若し
くは決定に係る通知書に記載された市町村民
税額に不足額があるとき。

二 先の申告書に納付すべき市町村民税額を記
載しなかつた場合又は納付すべき市町村民税
額がない旨の更正を受けた場合において、そ
の納付すべき市町村民税額があるとき。

8 第一項又は第二項の法人が法人税に係る修正
申告書の提出又は法人税に係る更正若しくは決
定の通知により前項各号の一に該当することと
なつた場合においては、当該法人は、当該修正
申告によつて増加した法人税額又は当該更正若
しくは決定によつて納付すべき法人税額を納付
すべき日までに、同項の規定によつて申告納付
しなければならぬ。

第三百二十一一条の八の二中「から第三項まで」
を、「第二項又は第七項」に改める。

第三百二十一一条の九第一項中「又は同法第八
八条の規定による法人税に係る申告書」を削り、
「同条第三項」を「同条第七項」に改める。

第三百二十一一条の十一第一項中「法人税割額と
異なることを発見したときの下に」、当該申告に
係る予定申告に係る法人税割額が同条第一項に基
づいて計算した額と異なることを発見したとき
を加え、「又は」を削り、「ときは」を「とき、又
は当該申告に係る法人税割額から控除されるべき
額がその調査したところと異なることを発見した
ときは」に改め、同条第二項中「第五項」を「第四

項」に改め、同条第三項中「又は当該」を「当該」
に、「ときは」を「とき、又は当該更正若しくは決
定をした法人税割額から控除されるべき額がその
調査したところと異なることを発見したときは」
に改め、同条第五項中「第三百二十一一条の八第六
項」を「第三百二十一一条の八第五項」に、「第二
項又は第三項」を「から第三項まで」に改める。
第三百二十一一条の十二第二項中「第五項」を「第
四項」に、「同条第三項の規定による申告」を「同
条第八項の申告納付」に改め、同条第三項中「第五
項」を「第四項」に改める。

第三百二十一一条の十三第一項中「有する法人
の下に「予定申告法人を除く。」を加え、同条第
二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項に
「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第二項と
し、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り上
げる。

第三百二十四条第一項中「又は同法第八十八
条の規定による法人税に係る申告書」を削り、「同条
第三項」を「同条第七項」に改める。

第三百二十六条第一項中「第五項」を「第四項」
に、「同条第三項」を「同条第七項」に、「第三百
二十一一条の八第三項」を「第三百二十一一条の八第
七項」に、「又は第二項」を「第二項又は第四項」
に、「当該」を「(同条第八項の規定の適用がある
場合で当該」に、「提出された場合には」を「提出
されたときは」に改め、同条第二項中「第五項」を
「第四項」に、「同条第三項」を「同条第七項」に、
「当該申告書を提出した日(当該」を「当該申告書
を提出した日(第三百二十一一条の八第八項の規定
の適用がある場合で当該」に、「提出された場合に
は、当該申告書の提出期限」まで」を「提出された
ときは、当該申告書の提出期限」まで」に改める。
第三百二十八条の三の表を次のように改める。

六十万円以下の金額		百分の三
六十万円を超える金額		百分の五
百三十万円を超える金額		百分の七
三百万円を超える金額		百分の八

四百五十万円を超える金額		百分の十
九百万円を超える金額		百分の十一
二千万円を超える金額		百分の十二

第三百二十八条の十一第一項中「(いう)」に
百分の五を「(いう)」に百分の十に改め、同
条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。
第三百二十八条の十二第一項中「百分の三十」
を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の
三十五」を「百分の四十」に改める。

第四百八十三条第一項中「(いう)」に百分の
五を「(いう)」に百分の十に改め、同条第二
項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。
第四百八十四条第一項中「百分の三十」を「百分
の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」
を「百分の四十」に改める。

第四百九十八条第一項中「(いう)」に百分の
五を「(いう)」に百分の十に改め、同条第二
項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。
第四百九十九条第一項中「百分の三十」を「百分
の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」
を「百分の四十」に改める。

第五百三十六条第一項中「(いう)」に百分の
五を「(いう)」に百分の十に改め、同条第二
項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。
第五百三十七条第一項中「百分の三十」を「百分
の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」
を「百分の四十」に改める。

第五百六十七条第一項中「(いう)」に百分の
五を「(いう)」に百分の十に改め、同条第二
項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。
第五百六十八条第一項中「百分の三十」を「百分
の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」
を「百分の四十」に改める。

第六百九条第一項中「(いう)」に百分の五を
「(いう)」に百分の十に改め、同条第二項中「百
分の十」を「百分の十五」に改める。
第六百十条第一項中「百分の三十」を「百分の三
十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」を「百
分の四十」に改める。
第六百八十八条第一項中「(いう)」に百分の
五を「(いう)」に百分の十に改め、同条第二
項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。
第六百八十九条第一項中「百分の三十」を「百分
の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」
を「百分の四十」に改める。
第六百九十九条の二十一第一項中「(いう)」に
百分の五を「(いう)」に百分の十に改め、同
条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。
第六百九十九条の二十二第一項中「百分の三十」
を「百分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の
三十五」を「百分の四十」に改める。
第七百条の三十三第一項中「(いう)」に百分の
五を「(いう)」に百分の十に改め、同条第二
項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。
第七百条の三十四第一項中「百分の三十」を「百
分の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」
を「百分の四十」に改める。
第七百一条の三十二第一項中「(いう)」に百分の
五を「(いう)」に百分の十に改め、同条第二
項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。
第七百二十二条第一項中「百分の三十」を「百分
の三十五」に改め、同条第二項中「百分の三十五」
を「百分の四十」に改める。

第七百三十四条第二項第一号中「課するもの」の下に「(利子等に係るものを除く。)」を加え、同項第二号中「課するもの」の下に「(利子等に係るものを除く。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第四條第二項第一号に掲げる税のうち利子等に係るもの

第七百三十四条第三項中「法人等に対して課する道府県民税」を「法人等の道府県民税及び利子等に係る道府県民税」に改め、「準用するもの」とし、同項第二号に掲げるものについては、第二章第一節第一款(個人の道府県民税及び法人等の道府県民税に関する部分の規定を除く。及び第四款の規定を準用するものとし)を加え、「同項第二号」を「同項第三号」に、「個人に対して課する市町村民税」を「個人の市町村民税」に、「除く」の規定を「除く」及び第二章第一節第三款(第五十三条第七項、第八項及び第十一項から第十七項まで、第五十五条、第五十六条、第六十四条並びに第六十五条の二の規定に限る。)の規定に改め、同項の表中「第二章第一節第一款及び第二款」を「第二章第一節」に、「第三百二十一条の八第八項」を「第三百二十一条の八第九項」に、「第五十三条第八項」を「第五十三条第九項」に改める。

第七百三十六条第三項中「法人等に対して課する市町村民税」を「法人等の市町村民税」に改める。附則第六條第二項中「第三十七條の三」を「第三十七條の二」に改め、同条第六項中、「第三百十四條の七及び第三百十四條の八」を「及び第三百十四條の七」に改め、同条第七項中「附則第三十三條の二第七項」を「附則第三十三條の二第六項」に改める。

附則第八條第三項、第八條の二第二項及び第八條の三、第五十三條第四項又は第三百二十一条の八第四項を「第五十三條第三項又は第三百二十一条の八第三項」に改める。附則第十二條の二及び第三十條の三、昭和六十二年十二月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

附則第三十一條中「昭和六十二年十二月三十一日」を「昭和六十五年五月三十一日」に改める。附則第三十三條の二第一項中「第三十七條の三」を「第三十七條の二」に改め、同条第三項第二号中「過大報酬額」を「過大報酬等の額」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第三十七條の三」を「第三十七條の二」に、「第三百十四條の七及び第三百十四條の八」を「及び第三百十四條の七」に改め、同項を同条第六項とする。附則第三十三條の三第一項に次のただし書きを加える。

ただし、次条第一項の規定の適用がある事業所得及び雑所得については、この限りでない。附則第三十三條の三第二項中「同条第三項各号」を「同条第四項各号」に改め、同条第三項第一号中「第三十四條第一項第十号及び第十一号並びに」を「第三十四條第一項第十号から第十一号まで及び」に改め、同項第二号中「第二十八條の四第五項第二号」を「第二十八條の四第六項第二号」に改め、同項第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第四項中「第三十四條第一項第十号及び第十一号並びに」を「第三十四條第一項第十号から第十一号まで及び」に、「第三百十四條の二第一項第十号及び第十一号並びに」を「第三百十四條の二第一項第十号から第十一号まで及び」に、「第三百十四條の二第二項第十号及び第十一号並びに」を「第三百十四條の二第二項第十号から第十一号まで及び」に、「第三百十四條の二第三項第十号及び第十一号並びに」を「第三百十四條の二第三項第十号から第十一号まで及び」に改め、「第三百十四條の二第一項」とを削り、同条の次に次の一条を加える。

(超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の特例)
第三十三條の四 昭和六十三年年度から昭和六十六年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十八條の五第一項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第三十二條第一項及び第二項、第三十五條並びに第三十七條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得及び雑所得の金額として政令で定めると

ころにより計算した金額(以下本項において「超短期所有土地等に係る事業所得等の金額」という。に對し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相當する道府県民税の所得割を課する。

一 超短期所有土地等に係る事業所得等の金額(第三項において準用する前条第三項第三号の規定により適用される第三十四條の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「超短期所有土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)の百分の四に相當する金額

二 超短期所有土地等に係る課税事業所得等の金額につき本項の規定の適用がないものとした場合に算出される道府県民税の所得割の額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の百二十に相當する金額

2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる超短期所有土地の譲渡等(租税特別措置法第二十八條の五第一項に規定する超短期所有土地の譲渡等をいう。)が同条第二項各号に掲げる譲渡に該當することにつき自治省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前条第三項中「附則第三十三條の三第一項」とあるのは、「附則第三十三條の四第一項」と、「土地等」とあるのは、「超短期所有土地等」と、「第二十八條の四第六項第二号」とあるのは、「第二十八條の五第三項」によつて準用される同法第二十八條の四第六項第二号」と読み替へるものとする。

4 前項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「道府県」とあるのは、「市町村」と、「第三十二條第一項及び第二項、第三十五條並びに第三十七條」とあるのは、「第三百十三條第一項及び第二項、第三百十四條の三並びに第三百十四條の五」と、「第三十四條」とあるのは、「第三百十四條の二」と、「百分の四」とあるのは「百分の十一」と読

み替へるものとする。
附則第三十四條第三項第一号中「第三十四條第一項第十号及び第十一号並びに」を「第三十四條第一項第十号から第十一号まで及び」に改め、同項第二号中「第三十一條第四項第二号」を「第三十一條第五項第二号」に改め、同項第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第四項中「第三十四條第一項第十号及び第十一号並びに」を「第三十四條第一項第十号から第十一号まで及び」に、「第三百十四條の二第一項第十号及び第十一号並びに」を「第三百十四條の二第一項第十号から第十一号まで及び」に改め、「第三百十四條の二第三項第十号及び第十一号並びに」を「第三百十四條の二第三項第十号から第十一号まで及び」に改め、「第三百十四條の二第一項」とを削る。

附則第三十四條の二第一項及び第二項並びに第三十四條の三第一項中「昭和六十一年度から昭和六十三年度まで」を「昭和六十三年年度から昭和六十六年度まで」に改める。
附則第三十五條第一項第二号中「第三十一條第二項」を「第三十一條第三項」に改め、同条第三項中「第二十八條の四第三項第一号から第三号まで」を「第二十八條の四第四項第一号から第三号まで」に改め、同条第四項中「(第五号を除く。)」を削り、同条第五項を次のように改める。

5 租税特別措置法第三十二條第三項に規定する譲渡所得については、第一項中「十年以下」とあるのは、「五年以下」として、同項の規定を適用する。附則第三十五條第六項中「前項中「第三十七條の三第一項」とあるのは「第三百十四條の八第一項」とを削る。

附則第三十五條の四に次の一項を加える。
2 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が附則第三十三條の四第一項の事業所得又は雑所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とあるのは、「附則第三十三條の四第一項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額」と読み替へるものとする。別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表（第五十条の六、第五十条の八、附則第七条関係）

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額	税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
8,000 円	0 円	100,000 円	104,000 円	900 円	200,000 円	204,000 円	1,800 円	348,000 円	356,000 円	3,100 円
8,000 円未満	0	104,000	108,000	900	204,000	208,000	1,800	356,000	364,000	3,200
12,000	0	108,000	112,000	900	208,000	212,000	1,800	364,000	372,000	3,200
12,000	100	112,000	116,000	1,000	212,000	216,000	1,900	372,000	380,000	3,300
16,000	100	116,000	120,000	1,000	216,000	220,000	1,900	380,000	388,000	3,400
20,000	100	120,000	124,000	1,000	220,000	224,000	1,900	388,000	396,000	3,400
24,000	200	124,000	128,000	1,100	224,000	228,000	2,000	396,000	404,000	3,500
28,000	200	128,000	132,000	1,100	228,000	232,000	2,000	404,000	412,000	3,600
32,000	200	132,000	136,000	1,100	232,000	236,000	2,000	412,000	420,000	3,700
36,000	300	136,000	140,000	1,200	236,000	240,000	2,100	420,000	428,000	3,700
40,000	300	140,000	144,000	1,200	240,000	244,000	2,100	428,000	436,000	3,800
44,000	300	144,000	148,000	1,200	244,000	248,000	2,100	436,000	444,000	3,900
48,000	400	148,000	152,000	1,300	248,000	252,000	2,200	444,000	452,000	3,900
52,000	400	152,000	156,000	1,300	252,000	260,000	2,200	452,000	460,000	4,000
56,000	500	156,000	160,000	1,400	260,000	268,000	2,300	460,000	468,000	4,100
60,000	500	160,000	164,000	1,400	268,000	276,000	2,400	468,000	476,000	4,200
64,000	500	164,000	168,000	1,400	276,000	284,000	2,400	476,000	484,000	4,200
68,000	600	168,000	172,000	1,500	284,000	292,000	2,500	484,000	492,000	4,300
72,000	600	172,000	176,000	1,500	292,000	300,000	2,600	492,000	500,000	4,400
76,000	600	176,000	180,000	1,500	300,000	308,000	2,700	500,000	508,000	4,500
80,000	700	180,000	184,000	1,600	308,000	316,000	2,700	508,000	516,000	4,500
84,000	700	184,000	188,000	1,600	316,000	324,000	2,800	516,000	524,000	4,600
88,000	700	188,000	192,000	1,600	324,000	332,000	2,900	524,000	532,000	4,700
92,000	800	192,000	196,000	1,700	332,000	340,000	2,900	532,000	540,000	4,700
96,000	800	196,000	200,000	1,700	340,000	348,000	3,000	540,000	548,000	4,800

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額	税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 548,000	円 4,900	円 748,000	円 756,000	円 6,700	円 1,032,000	円 1,044,000	円 9,200	円 1,332,000	円 1,344,000	円 11,900
円 556,000	円 5,000	円 756,000	円 764,000	円 6,800	円 1,044,000	円 1,056,000	円 9,300	円 1,344,000	円 1,356,000	円 12,000
円 564,000	円 5,000	円 764,000	円 772,000	円 6,800	円 1,056,000	円 1,068,000	円 9,500	円 1,356,000	円 1,368,000	円 12,200
円 572,000	円 5,100	円 772,000	円 780,000	円 6,900	円 1,068,000	円 1,080,000	円 9,600	円 1,368,000	円 1,380,000	円 12,300
円 580,000	円 5,200	円 780,000	円 792,000	円 7,000	円 1,080,000	円 1,092,000	円 9,700	円 1,380,000	円 1,392,000	円 12,400
円 588,000	円 5,200	円 792,000	円 804,000	円 7,100	円 1,092,000	円 1,104,000	円 9,800	円 1,392,000	円 1,404,000	円 12,500
円 596,000	円 5,300	円 804,000	円 816,000	円 7,200	円 1,104,000	円 1,116,000	円 9,900	円 1,404,000	円 1,416,000	円 12,600
円 604,000	円 5,400	円 816,000	円 828,000	円 7,300	円 1,116,000	円 1,128,000	円 10,000	円 1,416,000	円 1,428,000	円 12,700
円 612,000	円 5,500	円 828,000	円 840,000	円 7,400	円 1,128,000	円 1,140,000	円 10,100	円 1,428,000	円 1,440,000	円 12,800
円 620,000	円 5,500	円 840,000	円 852,000	円 7,500	円 1,140,000	円 1,152,000	円 10,200	円 1,440,000	円 1,452,000	円 12,900
円 628,000	円 5,600	円 852,000	円 864,000	円 7,600	円 1,152,000	円 1,164,000	円 10,300	円 1,452,000	円 1,464,000	円 13,000
円 636,000	円 5,700	円 864,000	円 876,000	円 7,700	円 1,164,000	円 1,176,000	円 10,400	円 1,464,000	円 1,476,000	円 13,100
円 644,000	円 5,700	円 876,000	円 888,000	円 7,800	円 1,176,000	円 1,188,000	円 10,500	円 1,476,000	円 1,488,000	円 13,200
円 652,000	円 5,800	円 888,000	円 900,000	円 7,900	円 1,188,000	円 1,200,000	円 10,600	円 1,488,000	円 1,500,000	円 13,300
円 660,000	円 5,900	円 900,000	円 912,000	円 8,100	円 1,200,000	円 1,212,000	円 10,800	円 1,500,000	円 1,512,000	円 13,500
円 668,000	円 6,000	円 912,000	円 924,000	円 8,200	円 1,212,000	円 1,224,000	円 10,900	円 1,512,000	円 1,524,000	円 13,600
円 676,000	円 6,000	円 924,000	円 936,000	円 8,300	円 1,224,000	円 1,236,000	円 11,000	円 1,524,000	円 1,536,000	円 13,700
円 684,000	円 6,100	円 936,000	円 948,000	円 8,400	円 1,236,000	円 1,248,000	円 11,100	円 1,536,000	円 1,548,000	円 13,800
円 692,000	円 6,200	円 948,000	円 960,000	円 8,500	円 1,248,000	円 1,260,000	円 11,200	円 1,548,000	円 1,560,000	円 13,900
円 700,000	円 6,300	円 960,000	円 972,000	円 8,600	円 1,260,000	円 1,272,000	円 11,300	円 1,560,000	円 1,576,000	円 14,000
円 708,000	円 6,300	円 972,000	円 984,000	円 8,700	円 1,272,000	円 1,284,000	円 11,400	円 1,576,000	円 1,592,000	円 14,100
円 716,000	円 6,400	円 984,000	円 996,000	円 8,800	円 1,284,000	円 1,296,000	円 11,500	円 1,592,000	円 1,608,000	円 14,300
円 724,000	円 6,500	円 996,000	円 1,008,000	円 8,900	円 1,296,000	円 1,308,000	円 11,600	円 1,608,000	円 1,624,000	円 14,400
円 732,000	円 6,500	円 1,008,000	円 1,020,000	円 9,000	円 1,308,000	円 1,320,000	円 11,700	円 1,624,000	円 1,640,000	円 14,600
円 740,000	円 6,600	円 1,020,000	円 1,032,000	円 9,100	円 1,320,000	円 1,332,000	円 11,800	円 1,640,000	円 1,656,000	円 14,700

第一類第二号 地方行政委員会議録第二号 昭和六十二年八月十八日

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 3,420,000	円 3,440,000	円 34,400	円 3,920,000	円 3,940,000	円 41,200	円 4,420,000	円 4,440,000	円 47,900	円 4,920,000	円 4,940,000	円 54,700
3,440,000	3,460,000	34,700	3,940,000	3,960,000	41,400	4,440,000	4,460,000	48,200	4,940,000	4,960,000	54,900
3,460,000	3,480,000	35,000	3,960,000	3,980,000	41,700	4,460,000	4,480,000	48,500	4,960,000	4,980,000	55,200
3,480,000	3,500,000	35,200	3,980,000	4,000,000	42,000	4,480,000	4,500,000	48,700	4,980,000	5,000,000	55,500
3,500,000	3,520,000	35,500	4,000,000	4,020,000	42,300	4,500,000	4,520,000	49,000	5,000,000	5,020,000	55,800
3,520,000	3,540,000	35,800	4,020,000	4,040,000	42,500	4,520,000	4,540,000	49,300	5,020,000	5,040,000	56,000
3,540,000	3,560,000	36,000	4,040,000	4,060,000	42,800	4,540,000	4,560,000	49,500	5,040,000	5,060,000	56,300
3,560,000	3,580,000	36,300	4,060,000	4,080,000	43,100	4,560,000	4,580,000	49,800	5,060,000	5,080,000	56,600
3,580,000	3,600,000	36,600	4,080,000	4,100,000	43,300	4,580,000	4,600,000	50,100	5,080,000	5,100,000	56,800
3,600,000	3,620,000	36,900	4,100,000	4,120,000	43,600	4,600,000	4,620,000	50,400	5,100,000	5,120,000	57,100
3,620,000	3,640,000	37,100	4,120,000	4,140,000	43,900	4,620,000	4,640,000	50,600	5,120,000	5,140,000	57,400
3,640,000	3,660,000	37,400	4,140,000	4,160,000	44,100	4,640,000	4,660,000	50,900	5,140,000	5,160,000	57,600
3,660,000	3,680,000	37,700	4,160,000	4,180,000	44,400	4,660,000	4,680,000	51,200	5,160,000	5,180,000	57,900
3,680,000	3,700,000	37,900	4,180,000	4,200,000	44,700	4,680,000	4,700,000	51,400	5,180,000	5,200,000	58,200
3,700,000	3,720,000	38,200	4,200,000	4,220,000	45,000	4,700,000	4,720,000	51,700	5,200,000	5,220,000	58,500
3,720,000	3,740,000	38,500	4,220,000	4,240,000	45,200	4,720,000	4,740,000	52,000	5,220,000	5,240,000	58,700
3,740,000	3,760,000	38,700	4,240,000	4,260,000	45,500	4,740,000	4,760,000	52,200	5,240,000	5,260,000	59,000
3,760,000	3,780,000	39,000	4,260,000	4,280,000	45,800	4,760,000	4,780,000	52,500	5,260,000	5,280,000	59,300
3,780,000	3,800,000	39,300	4,280,000	4,300,000	46,000	4,780,000	4,800,000	52,800	5,280,000	5,300,000	59,500
3,800,000	3,820,000	39,600	4,300,000	4,320,000	46,300	4,800,000	4,820,000	53,100	5,300,000	5,320,000	59,800
3,820,000	3,840,000	39,800	4,320,000	4,340,000	46,600	4,820,000	4,840,000	53,300	5,320,000	5,340,000	60,100
3,840,000	3,860,000	40,100	4,340,000	4,360,000	46,800	4,840,000	4,860,000	53,600	5,340,000	5,360,000	60,300
3,860,000	3,880,000	40,400	4,360,000	4,380,000	47,100	4,860,000	4,880,000	53,900	5,360,000	5,380,000	60,600
3,880,000	3,900,000	40,600	4,380,000	4,400,000	47,400	4,880,000	4,900,000	54,100	5,380,000	5,400,000	60,900
3,900,000	3,920,000	40,900	4,400,000	4,420,000	47,700	4,900,000	4,920,000	54,400	5,400,000	5,420,000	61,200

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以	上		以	上		以	上		以	上	
円 5,420,000	円 5,440,000	円 61,400	円 5,920,000	円 5,940,000	円 68,200	円 6,420,000	円 6,440,000	円 76,800	円 6,920,000	円 6,940,000	円 85,800
5,440,000	5,460,000	61,700	5,940,000	5,960,000	68,400	6,440,000	6,460,000	77,200	6,940,000	6,960,000	86,200
5,460,000	5,480,000	62,000	5,960,000	5,980,000	68,700	6,460,000	6,480,000	77,500	6,960,000	6,980,000	86,500
5,480,000	5,500,000	62,200	5,980,000	6,000,000	69,000	6,480,000	6,500,000	77,900	6,980,000	7,000,000	86,900
5,500,000	5,520,000	62,500	6,000,000	6,020,000	69,300	6,500,000	6,520,000	78,300	7,000,000	7,020,000	87,300
5,520,000	5,540,000	62,800	6,020,000	6,040,000	69,600	6,520,000	6,540,000	78,600	7,020,000	7,040,000	87,600
5,540,000	5,560,000	63,000	6,040,000	6,060,000	70,000	6,540,000	6,560,000	79,000	7,040,000	7,060,000	88,000
5,560,000	5,580,000	63,300	6,060,000	6,080,000	70,300	6,560,000	6,580,000	79,300	7,060,000	7,080,000	88,300
5,580,000	5,600,000	63,600	6,080,000	6,100,000	70,700	6,580,000	6,600,000	79,700	7,080,000	7,100,000	88,700
5,600,000	5,620,000	63,900	6,100,000	6,120,000	71,100	6,600,000	6,620,000	80,100	7,100,000	7,120,000	89,100
5,620,000	5,640,000	64,100	6,120,000	6,140,000	71,400	6,620,000	6,640,000	80,400	7,120,000	7,140,000	89,400
5,640,000	5,660,000	64,400	6,140,000	6,160,000	71,800	6,640,000	6,660,000	80,800	7,140,000	7,160,000	89,800
5,660,000	5,680,000	64,700	6,160,000	6,180,000	72,100	6,660,000	6,680,000	81,100	7,160,000	7,180,000	90,100
5,680,000	5,700,000	64,900	6,180,000	6,200,000	72,500	6,680,000	6,700,000	81,500	7,180,000	7,200,000	90,500
5,700,000	5,720,000	65,200	6,200,000	6,220,000	72,900	6,700,000	6,720,000	81,900	7,200,000	7,220,000	90,900
5,720,000	5,740,000	65,500	6,220,000	6,240,000	73,200	6,720,000	6,740,000	82,200	7,220,000	7,240,000	91,200
5,740,000	5,760,000	65,700	6,240,000	6,260,000	73,600	6,740,000	6,760,000	82,600	7,240,000	7,260,000	91,600
5,760,000	5,780,000	66,000	6,260,000	6,280,000	73,900	6,760,000	6,780,000	82,900	7,260,000	7,280,000	91,900
5,780,000	5,800,000	66,300	6,280,000	6,300,000	74,300	6,780,000	6,800,000	83,300	7,280,000	7,300,000	92,300
5,800,000	5,820,000	66,600	6,300,000	6,320,000	74,700	6,800,000	6,820,000	83,700	7,300,000	7,320,000	92,700
5,820,000	5,840,000	66,800	6,320,000	6,340,000	75,000	6,820,000	6,840,000	84,000	7,320,000	7,340,000	93,000
5,840,000	5,860,000	67,100	6,340,000	6,360,000	75,400	6,840,000	6,860,000	84,400	7,340,000	7,360,000	93,400
5,860,000	5,880,000	67,400	6,360,000	6,380,000	75,700	6,860,000	6,880,000	84,700	7,360,000	7,380,000	93,700
5,880,000	5,900,000	67,600	6,380,000	6,400,000	76,100	6,880,000	6,900,000	85,100	7,380,000	7,400,000	94,100
5,900,000	5,920,000	67,900	6,400,000	6,420,000	76,500	6,900,000	6,920,000	85,500	7,400,000	7,420,000	94,500

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以	上		以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,420,000	7,440,000	94,800	7,620,000	7,640,000	98,400	7,820,000	7,840,000	102,000	8,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に1.8%を乗じて算出した金額から控除した金額
7,440,000	7,460,000	95,200	7,640,000	7,660,000	98,800	7,840,000	7,860,000	102,400			
7,460,000	7,480,000	95,500	7,660,000	7,680,000	99,100	7,860,000	7,880,000	102,700			
7,480,000	7,500,000	95,900	7,680,000	7,700,000	99,500	7,880,000	7,900,000	103,100			
7,500,000	7,520,000	96,300	7,700,000	7,720,000	99,900	7,900,000	7,920,000	103,500			
7,520,000	7,540,000	96,600	7,720,000	7,740,000	100,200	7,920,000	7,940,000	103,800			
7,540,000	7,560,000	97,000	7,740,000	7,760,000	100,600	7,940,000	7,960,000	104,200			
7,560,000	7,580,000	97,300	7,760,000	7,780,000	100,900	7,960,000	7,980,000	104,500			
7,580,000	7,600,000	97,700	7,780,000	7,800,000	101,300	7,980,000	8,000,000	104,900			
7,600,000	7,620,000	98,100	7,800,000	7,820,000	101,700	8,000,000					

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表（第三百二十八条の六、第三百二十八条の十三、附則第七条関係）

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額	税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 8,000	円 0	円 100,000	円 104,000	円 1,300	円 200,000	円 204,000	円 2,700	円 348,000	円 356,000	円 4,600
円 8,000	円 0	円 104,000	円 108,000	円 1,400	円 204,000	円 208,000	円 2,700	円 356,000	円 364,000	円 4,800
円 12,000	円 100	円 108,000	円 112,000	円 1,400	円 208,000	円 212,000	円 2,800	円 364,000	円 372,000	円 4,900
円 12,000	円 100	円 112,000	円 116,000	円 1,500	円 212,000	円 216,000	円 2,800	円 372,000	円 380,000	円 5,000
円 16,000	円 200	円 116,000	円 120,000	円 1,500	円 216,000	円 220,000	円 2,900	円 380,000	円 388,000	円 5,100
円 20,000	円 200	円 120,000	円 124,000	円 1,600	円 220,000	円 224,000	円 2,900	円 388,000	円 396,000	円 5,200
円 24,000	円 300	円 124,000	円 128,000	円 1,600	円 224,000	円 228,000	円 3,000	円 396,000	円 404,000	円 5,300
円 28,000	円 300	円 128,000	円 132,000	円 1,700	円 228,000	円 232,000	円 3,000	円 404,000	円 412,000	円 5,400
円 32,000	円 400	円 132,000	円 136,000	円 1,700	円 232,000	円 236,000	円 3,100	円 412,000	円 420,000	円 5,500
円 36,000	円 400	円 136,000	円 140,000	円 1,800	円 236,000	円 240,000	円 3,100	円 420,000	円 428,000	円 5,600
円 40,000	円 500	円 140,000	円 144,000	円 1,800	円 240,000	円 244,000	円 3,200	円 428,000	円 436,000	円 5,700
円 44,000	円 500	円 144,000	円 148,000	円 1,900	円 244,000	円 248,000	円 3,200	円 436,000	円 444,000	円 5,800
円 48,000	円 600	円 148,000	円 152,000	円 1,900	円 248,000	円 252,000	円 3,300	円 444,000	円 452,000	円 5,900
円 52,000	円 700	円 152,000	円 156,000	円 2,000	円 252,000	円 260,000	円 3,400	円 452,000	円 460,000	円 6,100
円 56,000	円 700	円 156,000	円 160,000	円 2,100	円 260,000	円 268,000	円 3,500	円 460,000	円 468,000	円 6,200
円 60,000	円 800	円 160,000	円 164,000	円 2,100	円 268,000	円 276,000	円 3,600	円 468,000	円 476,000	円 6,300
円 64,000	円 800	円 164,000	円 168,000	円 2,200	円 276,000	円 284,000	円 3,700	円 476,000	円 484,000	円 6,400
円 68,000	円 900	円 168,000	円 172,000	円 2,200	円 284,000	円 292,000	円 3,800	円 484,000	円 492,000	円 6,500
円 72,000	円 900	円 172,000	円 176,000	円 2,300	円 292,000	円 300,000	円 3,900	円 492,000	円 500,000	円 6,600
円 76,000	円 1,000	円 176,000	円 180,000	円 2,300	円 300,000	円 308,000	円 4,000	円 500,000	円 508,000	円 6,700
円 80,000	円 1,000	円 180,000	円 184,000	円 2,400	円 308,000	円 316,000	円 4,100	円 508,000	円 516,000	円 6,800
円 84,000	円 1,100	円 184,000	円 188,000	円 2,400	円 316,000	円 324,000	円 4,200	円 516,000	円 524,000	円 6,900
円 88,000	円 1,100	円 188,000	円 192,000	円 2,500	円 324,000	円 332,000	円 4,300	円 524,000	円 532,000	円 7,000
円 92,000	円 1,200	円 192,000	円 196,000	円 2,500	円 332,000	円 340,000	円 4,400	円 532,000	円 540,000	円 7,100
円 96,000	円 1,200	円 196,000	円 200,000	円 2,600	円 340,000	円 348,000	円 4,500	円 540,000	円 548,000	円 7,200

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 548,000	円 556,000	円 7,300	円 748,000	円 756,000	円 10,000	円 1,032,000	円 1,044,000	円 13,900	円 1,332,000	円 1,344,000	円 19,100
556,000	564,000	7,500	756,000	764,000	10,200	1,044,000	1,056,000	14,000	1,344,000	1,356,000	19,400
564,000	572,000	7,600	764,000	772,000	10,300	1,056,000	1,068,000	14,200	1,356,000	1,368,000	19,700
572,000	580,000	7,700	772,000	780,000	10,400	1,068,000	1,080,000	14,400	1,368,000	1,380,000	19,900
580,000	588,000	7,800	780,000	792,000	10,500	1,080,000	1,092,000	14,500	1,380,000	1,392,000	20,200
588,000	596,000	7,900	792,000	804,000	10,600	1,092,000	1,104,000	14,700	1,392,000	1,404,000	20,500
596,000	604,000	8,000	804,000	816,000	10,800	1,104,000	1,116,000	14,900	1,404,000	1,416,000	20,700
604,000	612,000	8,100	816,000	828,000	11,000	1,116,000	1,128,000	15,000	1,416,000	1,428,000	21,000
612,000	620,000	8,200	828,000	840,000	11,100	1,128,000	1,140,000	15,200	1,428,000	1,440,000	21,300
620,000	628,000	8,300	840,000	852,000	11,300	1,140,000	1,152,000	15,300	1,440,000	1,452,000	21,600
628,000	636,000	8,400	852,000	864,000	11,500	1,152,000	1,164,000	15,500	1,452,000	1,464,000	21,800
636,000	644,000	8,500	864,000	876,000	11,600	1,164,000	1,176,000	15,700	1,464,000	1,476,000	22,100
644,000	652,000	8,600	876,000	888,000	11,800	1,176,000	1,188,000	15,800	1,476,000	1,488,000	22,400
652,000	660,000	8,800	888,000	900,000	11,900	1,188,000	1,200,000	16,000	1,488,000	1,500,000	22,600
660,000	668,000	8,900	900,000	912,000	12,100	1,200,000	1,212,000	16,200	1,500,000	1,512,000	22,900
668,000	676,000	9,000	912,000	924,000	12,300	1,212,000	1,224,000	16,400	1,512,000	1,524,000	23,200
676,000	684,000	9,100	924,000	936,000	12,400	1,224,000	1,236,000	16,700	1,524,000	1,536,000	23,400
684,000	692,000	9,200	936,000	948,000	12,600	1,236,000	1,248,000	17,000	1,536,000	1,548,000	23,700
692,000	700,000	9,300	948,000	960,000	12,700	1,248,000	1,260,000	17,200	1,548,000	1,560,000	24,000
700,000	708,000	9,400	960,000	972,000	12,900	1,260,000	1,272,000	17,500	1,560,000	1,576,000	24,300
708,000	716,000	9,500	972,000	984,000	13,100	1,272,000	1,284,000	17,800	1,576,000	1,592,000	24,600
716,000	724,000	9,600	984,000	996,000	13,200	1,284,000	1,296,000	18,000	1,592,000	1,608,000	25,000
724,000	732,000	9,700	996,000	1,008,000	13,400	1,296,000	1,308,000	18,300	1,608,000	1,624,000	25,300
732,000	740,000	9,800	1,008,000	1,020,000	13,600	1,308,000	1,320,000	18,600	1,624,000	1,640,000	25,700
740,000	748,000	9,900	1,020,000	1,032,000	13,700	1,320,000	1,332,000	18,900	1,640,000	1,656,000	26,100

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 1,656,000	円 1,672,000	円 26,400	円 2,056,000	円 2,072,000	円 35,400	円 2,456,000	円 2,472,000	円 44,400	円 2,920,000	円 2,940,000	円 57,700
1,672,000	1,688,000	26,800	2,072,000	2,088,000	35,800	2,472,000	2,488,000	44,800	2,940,000	2,960,000	58,400
1,688,000	1,704,000	27,100	2,088,000	2,104,000	36,100	2,488,000	2,504,000	45,100	2,960,000	2,980,000	59,000
1,704,000	1,720,000	27,500	2,104,000	2,120,000	36,500	2,504,000	2,520,000	45,500	2,980,000	3,000,000	59,600
1,720,000	1,736,000	27,900	2,120,000	2,136,000	36,900	2,520,000	2,536,000	45,900	3,000,000	3,020,000	60,300
1,736,000	1,752,000	28,200	2,136,000	2,152,000	37,200	2,536,000	2,552,000	46,200	3,020,000	3,040,000	60,900
1,752,000	1,768,000	28,600	2,152,000	2,168,000	37,600	2,552,000	2,568,000	46,600	3,040,000	3,060,000	61,500
1,768,000	1,784,000	28,900	2,168,000	2,184,000	37,900	2,568,000	2,584,000	46,900	3,060,000	3,080,000	62,100
1,784,000	1,800,000	29,300	2,184,000	2,200,000	38,300	2,584,000	2,600,000	47,300	3,080,000	3,100,000	62,800
1,800,000	1,816,000	29,700	2,200,000	2,216,000	38,700	2,600,000	2,620,000	47,700	3,100,000	3,120,000	63,400
1,816,000	1,832,000	30,000	2,216,000	2,232,000	39,000	2,620,000	2,640,000	48,300	3,120,000	3,140,000	64,000
1,832,000	1,848,000	30,400	2,232,000	2,248,000	39,400	2,640,000	2,660,000	48,900	3,140,000	3,160,000	64,700
1,848,000	1,864,000	30,700	2,248,000	2,264,000	39,700	2,660,000	2,680,000	49,500	3,160,000	3,180,000	65,300
1,864,000	1,880,000	31,100	2,264,000	2,280,000	40,100	2,680,000	2,700,000	50,200	3,180,000	3,200,000	65,900
1,880,000	1,896,000	31,500	2,280,000	2,296,000	40,500	2,700,000	2,720,000	50,800	3,200,000	3,220,000	66,600
1,896,000	1,912,000	31,800	2,296,000	2,312,000	40,800	2,720,000	2,740,000	51,400	3,220,000	3,240,000	67,200
1,912,000	1,928,000	32,200	2,312,000	2,328,000	41,200	2,740,000	2,760,000	52,100	3,240,000	3,260,000	67,800
1,928,000	1,944,000	32,500	2,328,000	2,344,000	41,500	2,760,000	2,780,000	52,700	3,260,000	3,280,000	68,400
1,944,000	1,960,000	32,900	2,344,000	2,360,000	41,900	2,780,000	2,800,000	53,300	3,280,000	3,300,000	69,100
1,960,000	1,976,000	33,300	2,360,000	2,376,000	42,300	2,800,000	2,820,000	54,000	3,300,000	3,320,000	69,700
1,976,000	1,992,000	33,600	2,376,000	2,392,000	42,600	2,820,000	2,840,000	54,600	3,320,000	3,340,000	70,300
1,992,000	2,008,000	34,000	2,392,000	2,408,000	43,000	2,840,000	2,860,000	55,200	3,340,000	3,360,000	71,000
2,008,000	2,024,000	34,300	2,408,000	2,424,000	43,300	2,860,000	2,880,000	55,800	3,360,000	3,380,000	71,600
2,024,000	2,040,000	34,700	2,424,000	2,440,000	43,700	2,880,000	2,900,000	56,500	3,380,000	3,400,000	72,200
2,040,000	2,056,000	35,100	2,440,000	2,456,000	44,100	2,900,000	2,920,000	57,100	3,400,000	3,420,000	72,900

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	税 額
以	上		以	上		以	上		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,420,000	3,440,000	73,500	3,920,000	3,940,000	89,200	4,420,000	4,440,000	105,000	120,700
3,440,000	3,460,000	74,100	3,940,000	3,960,000	89,900	4,440,000	4,460,000	105,600	121,400
3,460,000	3,480,000	74,700	3,960,000	3,980,000	90,500	4,460,000	4,480,000	106,200	122,000
3,480,000	3,500,000	75,400	3,980,000	4,000,000	91,100	4,480,000	4,500,000	106,900	122,600
3,500,000	3,520,000	76,000	4,000,000	4,020,000	91,800	4,500,000	4,520,000	107,500	123,300
3,520,000	3,540,000	76,600	4,020,000	4,040,000	92,400	4,520,000	4,540,000	108,100	123,900
3,540,000	3,560,000	77,300	4,040,000	4,060,000	93,000	4,540,000	4,560,000	108,800	124,500
3,560,000	3,580,000	77,900	4,060,000	4,080,000	93,600	4,560,000	4,580,000	109,400	125,100
3,580,000	3,600,000	78,500	4,080,000	4,100,000	94,300	4,580,000	4,600,000	110,000	125,800
3,600,000	3,620,000	79,200	4,100,000	4,120,000	94,900	4,600,000	4,620,000	110,700	126,400
3,620,000	3,640,000	79,800	4,120,000	4,140,000	95,500	4,620,000	4,640,000	111,300	127,000
3,640,000	3,660,000	80,400	4,140,000	4,160,000	96,200	4,640,000	4,660,000	111,900	127,700
3,660,000	3,680,000	81,000	4,160,000	4,180,000	96,800	4,660,000	4,680,000	112,500	128,300
3,680,000	3,700,000	81,700	4,180,000	4,200,000	97,400	4,680,000	4,700,000	113,200	128,900
3,700,000	3,720,000	82,300	4,200,000	4,220,000	98,100	4,700,000	4,720,000	113,800	129,600
3,720,000	3,740,000	82,900	4,220,000	4,240,000	98,700	4,720,000	4,740,000	114,400	130,200
3,740,000	3,760,000	83,600	4,240,000	4,260,000	99,300	4,740,000	4,760,000	115,100	130,800
3,760,000	3,780,000	84,200	4,260,000	4,280,000	99,900	4,760,000	4,780,000	115,700	131,400
3,780,000	3,800,000	84,800	4,280,000	4,300,000	100,600	4,780,000	4,800,000	116,300	132,100
3,800,000	3,820,000	85,500	4,300,000	4,320,000	101,200	4,800,000	4,820,000	117,000	132,700
3,820,000	3,840,000	86,100	4,320,000	4,340,000	101,800	4,820,000	4,840,000	117,600	133,300
3,840,000	3,860,000	86,700	4,340,000	4,360,000	102,500	4,840,000	4,860,000	118,200	134,000
3,860,000	3,880,000	87,300	4,360,000	4,380,000	103,100	4,860,000	4,880,000	118,800	134,600
3,880,000	3,900,000	88,000	4,380,000	4,400,000	103,700	4,880,000	4,900,000	119,500	135,200
3,900,000	3,920,000	88,600	4,400,000	4,420,000	104,400	4,900,000	4,920,000	120,100	135,900

第一類第二号 地方行政委員会議錄第二号 昭和六十二年八月十八日

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満	以	上	未 満	以	上	未 満	以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,420,000	7,440,000	205,900	7,720,000	7,740,000	216,700	8,000,000	9,000,000	40,000,000以上	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に3.6%を乗じて算出した金額から控除した金額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に3.6%を乗じて算出した金額から控除した金額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に3.6%を乗じて算出した金額から控除した金額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に3.6%を乗じて算出した金額から控除した金額
7,440,000	7,460,000	206,600	7,740,000	7,760,000	217,400							
7,460,000	7,480,000	207,300	7,760,000	7,780,000	218,100							
7,480,000	7,500,000	208,000	7,780,000	7,800,000	218,800							
7,500,000	7,520,000	208,800	7,800,000	7,820,000	219,600							
7,520,000	7,540,000	209,500	7,820,000	7,840,000	220,300	9,000,000	18,000,000		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.5%を乗じて算出した金額から控除した金額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.5%を乗じて算出した金額から控除した金額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.5%を乗じて算出した金額から控除した金額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.5%を乗じて算出した金額から控除した金額
7,540,000	7,560,000	210,200	7,840,000	7,860,000	221,000							
7,560,000	7,580,000	210,900	7,860,000	7,880,000	221,700							
7,580,000	7,600,000	211,600	7,880,000	7,900,000	222,400							
7,600,000	7,620,000	212,400	7,900,000	7,920,000	223,200							
7,620,000	7,640,000	213,100	7,920,000	7,940,000	223,900	18,000,000	40,000,000		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.95%を乗じて算出した金額から控除した金額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.95%を乗じて算出した金額から控除した金額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.95%を乗じて算出した金額から控除した金額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.95%を乗じて算出した金額から控除した金額
7,640,000	7,660,000	213,800	7,940,000	7,960,000	224,600							
7,660,000	7,680,000	214,500	7,960,000	7,980,000	225,300							
7,680,000	7,700,000	215,200	7,980,000	8,000,000	226,000							
7,700,000	7,720,000	216,000										

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条及び第十一号の規定 公布の日
二 目次の改正規定、第十五条の四第一項第一号及び第十七条の四第一項第一号の改正規定、第二十三号第一項第三号の次に一号を加える改正規定、同項第四号の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同条第四項の改正規定、第二十四条、第二十四条の五第一項及び第二十五条第一項の改正規定、第二十五条の次に一号を加える改正規定、第二十六条、第二十七号、第三十七号の二及び第五十号の四の改正規定、第五十三号の改正規定（同条第四項の改正規定中「又は第六十三号第一項」を「第六十三号第一項又は第六十三号の二第一項」に改める部分を除く）、第五十三号の二から第五十七号まで、第六十二号第一項及び第六十四号の改正規定、第六十五号の次に一号を加える改正規定、第二章第一節に一款を加える改正規定、第二百九十二号第一項第四号、第二百九十四号第一項第四号及び第三百十四号の七の改正規定、第三百二十一条の八の改正規定（同条第四項の改正規定中「又は第六十三号第一項」を「第六十三号第一項又は第六十三号の二第一項」に改める部分を除く）、並びに第三百二十一条の八の二、第三百二十一条の九第一項、第三百二十一条の十から第三百三十一号の十三まで、第三百三十四号第一項、第三百二十六号、第三百二十八号の三、第七百三十四号第二項及び第三項、第七百三十六号第三項、附則第八号から第八号の三まで、別表第一並びに別表第二の改正規定並びに附則第四号第三項、第四項、第七項及び第九項から第十二項まで、第六号第三

項、第四項、第七項、第九項及び第十項並びに附則別表第一及び附則別表第二の規定 昭和六十三年一月一日
三 第二十号の四の二、第二十三号第一項第七号及び第八号、第三十二号並びに第三十四号第一項第十号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同項第十一号、同条第二項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十五号第一項並びに第三十六号第二項の改正規定、第三十七号の三を削る改正規定、第四十五号の二第一項各号列記以外の部分、第二項及び第三項、第四十七号第一項、第七十二号の十七第三項第一号、第二百九十二号第一項第七号及び第八号、第三百十三号並びに第三百十四号の二第一項第十号の改正規定、同条第二項に一号を加える改正規定、同項第十一号、同条第二項から第六項まで、第八項及び第九項並びに第三十四号の三第一項の改正規定、第三百十四号の八を削る改正規定、第三百十七号の二第一項各号列記以外の部分、第三十七号、第三十七号の二第一項の改正規定、第三十七号の六に一号を加える改正規定、第三百十七号の七第一項及び附則第六号の改正規定、附則第三十三号の二の改正規定（同条第三項第二号の改正規定を除く）、附則第三十三号の三の改正規定、附則第三十三号の三の次に一号を加える改正規定、附則第三十四号から第三十五号までの改正規定並びに附則第三十五号の四に一号を加える改正規定並びに第六項の規定、附則第四号第二項、第五項及び第六項の規定（新法第三十二号第十一項並びに第四十五号の二第一項各号列記以外の部分、第二項及び第三項に係る部分に限る）、附則第五号第二項の規定、附則第六号第二項、第五項及び第六項の規定（新法第三十三号第十一項、第三十七号の二第一項各号列記以外の部分、第三項、第三項及び第五項、第三

百十七号の六第三項並びに第三百十七号の七第一項に係る部分に限る。）並びに附則第七号の規定 昭和六十三年四月一日
四 第二十三号第一項第五号、第三十四号第一項第二号及び第七号、第二百九十二号第一項第五号、第三百十四号の二第一項第二号及び第七号並びに附則第三十三号の二第三項第二号の改正規定並びに附則第四号第六項の規定（新法第三十二号第十一項並びに第四十五号の二第一項各号列記以外の部分、第二項及び第三項に係る部分を除く。）及び附則第六号第六項の規定（新法第三十三号第十一項、第三百十七号の二第一項各号列記以外の部分、第二項、第三項及び第五項、第三百十七号の六第三項並びに第三百十七号の七第一項に係る部分を除く。） 昭和六十四年四月一日

（地方税の確定金額等の端数計算に関する経過措置）
第二条 改正後の地方税法（以下「新法」という。）第二十号の四の二第三項及び第六項の規定は昭和六十三年四月一日以後に確定する地方税について、同条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定は同日以後に納付され、若しくは納入される延滞金、同日以後に確定する過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金又は同日以後に還付のためその支出を決定し、若しくは充当する過誤納金その他の地方団体の徴収金に関する還付金に係る還付加算金について適用する。
（過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金に関する経過措置）
第三条 新法第七十二号の四十六第一項及び第二項、第七十二号の四十七第一項及び第二項、第七十四号の二十三第一項及び第二項、第七十四号の二十四第一項及び第二項、第九十七号第一項及び第二項、第九十八号第一項及び第二項、第二百二十七号第一項及び第二項、第二百二十八

第一項及び第二項、第二百七十八号第一項及び第二項、第二百七十九号第一項及び第二項、第三百二十八号の十一第一項及び第二項、第三百二十八号の十二第一項及び第二項、第四百八十三号第一項及び第二項、第四百八十四号第一項及び第二項、第四百九十八号第一項及び第二項、第四百九十九号第一項及び第二項、第五百三十三号第一項及び第二項、第五百三十七号第一項及び第二項、第五百六十七号第一項及び第二項、第五百六十八号第一項及び第二項、第六百九条第一項及び第二項、第六百十号第一項及び第二項、第六百八十八号第一項及び第二項、第六百九十九号の二十一第一項及び第二項、第六百九十九号の二十二第一項及び第二項、第七百条の三十三第一項及び第二項、第七百条の三十四第一項及び第二項、第七百一条の十二第一項及び第二項、第七百一条の十三第一項及び第二項、第七百一条の六十一第一項及び第二項、第七百一条の六十二第一項及び第二項、第七百二十二号第一項及び第二項並びに第七百二十二号第一項及び第二項の規定は、昭和六十二年十月一日（以下「施行日」という。）以後にこれらの規定に規定する申告書又は納入申告書の提出期限が到来する地方税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金について適用し、施行日前にこれらの提出期限が到来した地方税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）
第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和六十三年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和六十二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。
2 新法第三十五号第一項の規定の適用については、昭和六十三年度分の個人の道府県民税に限

り、同項の表中「三百万円」とあるのは、「二百六十万円」とする。

3 新法第五十条の四及び別表第一の規定は、昭和六十三年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新法第五十条の二に規定する退職手当等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

4 新法第五十条の四並びに新法附則第七條第二項及び第三項の規定の適用については、昭和六十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間に支払うべき退職手当等に係る所得割に限り、新法第五十条の四の表中「三百万円」とあるのは「二百六十万円」と、新法附則第七條第二項及び第三項中「別表第一」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第号）附則別表第一」とする。

5 改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第三十七條の三及び第四十七條第一項の規定は、昭和六十二年度分までの個人の道府県民税については、なおその効力を有する。

6 新法第二十三條第一項第五号、第三十二條第十一項、第三十四條第一項第二号及び第七号並びに第四十五條の二第一項各号列記以外の部分、第二項及び第三項並びに新法附則第三十三條の二第三項第二号の規定は、昭和六十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和六十六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、昭和六十三年一月一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

8 新法第五十三條第三項（租税特別措置法第六

十三條の二第一項の規定に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

9 新法第五十三條第一項及び第三項の規定（租税特別措置法第六十三條の二第一項の規定に関する部分を除く。）並びに新法第五十三條第五項及び第九項並びに第五十七條第一項の規定は、昭和六十三年一月一日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

10 旧法第五十七條第二項の規定は、昭和六十三年一月一日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なおその効力を有する。

11 新法の規定中利子等に係る道府県民税に関する部分は、昭和六十三年一月一日（普通預金その他これに類するものとして政令で定めるもの（以下「普通預金等」という。）にあつては、政令で定める日）以後に支払を受けるべき新法第二十三條第一項第十四号イ、ロ又はホからトまでに掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益又は差益（以下この項において「利子配当給付補てん金等」という。）及び同年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第四十二條第一項に規定する預入等をする新法第二十三條第一項第十四号ハ又はニに規定する財産形成住宅貯蓄又は財産形成年金貯蓄（所得税法等改正法附則第四十二條第三項又は第四項の規定により同日において預入等をしたものとみなされるもの及び同条第五項の規定の適用を受けるものを含む。）に係る利子、収益の分配又は差益について適用し、昭和六十三年一月一日（普通預金等にあつては、政

令で定める日）前に支払を受けるべき利子配当給付補てん金等及び同年一月一日前に支払を受けるべき所得税法等改正法附則第四十二條第二項に規定する財産形成貯蓄又は財産形成年金貯蓄に係る利子、収益の分配又は差益については、なお従前の例による。ただし、同条第五項ただし書の規定の適用を受ける利子等のうち、同年一月一日から同項本文の締結したとみなされる日の前日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の利子、収益の分配又は差益については、新法第七十一條の六第一項ただし書の規定は、適用しない。

12 昭和六十三年一月一日以後に支払を受けるべき新法第二十三條第一項第十四号イ、ロ、ホ若しくはヘに掲げる利子等若しくは配当等（普通預金等に係るものを除く。以下この項において「利子配当等」という。）で同日を含む利子配当等の計算期間に対応するもの、所得税法等改正法附則第四十二條第二項に規定する財産形成貯蓄若しくは財産形成年金貯蓄に係る利子、収益の分配若しくは差益（以下この項において「財産形成貯蓄利子等」という。）で同日を含む財産形成貯蓄利子等の計算期間、保険期間若しくは共済期間に対応するもの又は同日以後に支払を受けるべき同号トに掲げる給付補てん金、利息、利益若しくは差益（以下この項において「給付補てん金等」という。）で同日を含む給付補てん金等の計算期間として政令で定める期間に対応するものうち、その利子配当等、財産形成貯蓄利子等又は給付補てん金等の計算期間、保険期間又は共済期間の初日から昭和六十二年十二月三十一日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の利子配当等、財産形成貯蓄利子等又は給付補てん金等については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）
第五條、新法第七十二條の十七第一項ただし書の規定は、昭和六十二年度分以後の年度分の個人の事業税について適用し、昭和六十一年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二條の十七第三項第一号の規定は、昭和六十三年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、昭和六十二年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

3 新法第七十二條の三第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

第六條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和六十三年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和六十二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十四條の三第一項の規定の適用については、昭和六十三年度分の個人の市町村民税に限り、同項の表中「三百万円」とあるのは「二百六十万円」と、「四百五十万円」とあるのは「四百六十万円」と、「九百万円」とあるのは「九百五十万円」と、「二千万円」とあるのは「千九百万円」とする。

3 新法第三十二條の三及び別表第二の規定は、昭和六十三年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新法第三十二條に規定する退職手当等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

4 新法第三十二條の三並びに新法附則第七條第五項及び第七項の規定の適用については、昭和六十三年一月一日から同年十二月三十一日

までの間に支払うべき退職手当等に係る所得割に限り、新法第三百二十八条の三の表中「三百万円」とあるのは「二百六十万円」と、「四百五十万円」とあるのは「四百六十万円」と、「九百万円」とあるのは「九百五十万円」と、「二千万円」とあるのは「千九百万円」と、新法附則第七條第五項及び第七項中「別表第二」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第 号）附則別表第二」とする。

5 旧法第三百十四条の八の規定は、昭和六十二年度分までの個人の市町村民税については、なおその効力を有する。

6 新法第二百九十二条第一項第五号、第三百十三條第十一項、第三百十四条の二第一項第二号及び第七号、第三百十七條の二第一項各号列記以外の部分、第二項、第三項及び第五項、第三百十七條の六第三項並びに第三百十七條の七第一項の規定並びに新法附則第三十三條の二第六項において準用する同条第三項第二号の規定は、昭和六十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和六十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、昭和六十三年一月一日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

8 新法第三百二十一条の八第三項（租税特別措置法第六十三條の二第一項の規定に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

9 新法第三百二十一条の八第一項及び第三項の

規定（租税特別措置法第六十三條の二第一項の規定に関する部分を除く。）並びに新法第三百二十一条の八第五項及び第九項並びに第三百二十一条の十三第一項の規定は、昭和六十三年一月一日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

10 旧法第三百二十一条の十三第二項の規定は、昭和六十三年一月一日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なおその効力を有する。

（国民健康保険税に関する経過措置）
第七條 新法附則第三十五條の四第二項の規定は、昭和六十三年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和六十二年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第八條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（前則に関する経過措置）
第九條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方交付税法の一部改正）
第十條 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「軽油引取税の収入見込額（この下に「利子割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の利子割の収入見込額から地方税法（昭和二十五年法律第二

百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額とし、」を加え、「昭和二十五年法律第二百十六号」を削り、「当該市町村の普通税（法定

条第三項の表道府県の項第一号中 3 法人税割 当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る最近の事業年度に係る法人税割の課税標準等の額

3 法人税割 当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る最近の事業年度に係る法人税割の課税標準等の額

4 利子割 前年度の利子割の課税標準等の額

11 利子割交付 前年度の利子割交付金の交付額

4 利子割 前年度の利子割の課税標準等の額

4 利子割 当該年度の利子割の課税標準等の額として自治大臣が定める額

11 利子割交付 前年度の利子割交付金の交付額

11 利子割交付 当該年度の利子割交付金の交付見込額として自治大臣が定める額

（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）
第十二條 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。
附則第四項中「昭和六十二年十二月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

附則別表第一 退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表（第五十条の六、第五十条の八、附則第七条関係）

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
8,000	円未満	0	100,000	104,000	900	200,000	204,000	1,800	348,000	356,000	3,100
8,000	12,000	0	104,000	108,000	900	204,000	208,000	1,800	356,000	364,000	3,200
12,000	16,000	100	108,000	112,000	900	208,000	212,000	1,800	364,000	372,000	3,200
16,000	20,000	100	112,000	116,000	1,000	212,000	216,000	1,900	372,000	380,000	3,300
		100	116,000	120,000	1,000	216,000	220,000	1,900	380,000	388,000	3,400
20,000	24,000	100	120,000	124,000	1,000	220,000	224,000	1,900	388,000	396,000	3,400
24,000	28,000	200	124,000	128,000	1,100	224,000	228,000	2,000	396,000	404,000	3,500
28,000	32,000	200	128,000	132,000	1,100	228,000	232,000	2,000	404,000	412,000	3,600
32,000	36,000	200	132,000	136,000	1,100	232,000	236,000	2,000	412,000	420,000	3,700
36,000	40,000	300	136,000	140,000	1,200	236,000	240,000	2,100	420,000	428,000	3,700
		300	140,000	144,000	1,200	240,000	244,000	2,100	428,000	436,000	3,800
40,000	44,000	300	144,000	148,000	1,200	244,000	248,000	2,100	436,000	444,000	3,900
44,000	48,000	300	148,000	152,000	1,300	248,000	252,000	2,200	444,000	452,000	3,900
48,000	52,000	400	152,000	156,000	1,300	252,000	256,000	2,200	452,000	460,000	4,000
52,000	56,000	400	156,000	160,000	1,400	256,000	260,000	2,300	460,000	468,000	4,100
56,000	60,000	500	160,000	164,000	1,400	260,000	264,000	2,400	468,000	476,000	4,200
		500	164,000	168,000	1,400	264,000	268,000	2,400	476,000	484,000	4,200
60,000	64,000	500	168,000	172,000	1,500	268,000	272,000	2,500	484,000	492,000	4,300
64,000	68,000	500	172,000	176,000	1,500	272,000	276,000	2,600	492,000	500,000	4,400
68,000	72,000	600	176,000	180,000	1,500	276,000	280,000	2,700	500,000	508,000	4,500
72,000	76,000	600	180,000	184,000	1,600	280,000	284,000	2,800	508,000	516,000	4,500
76,000	80,000	700	184,000	188,000	1,600	284,000	288,000	2,800	516,000	524,000	4,600
80,000	84,000	700	188,000	192,000	1,600	288,000	292,000	2,900	524,000	532,000	4,700
84,000	88,000	700	192,000	196,000	1,700	292,000	296,000	2,900	532,000	540,000	4,700
88,000	92,000	800	196,000	200,000	1,700	296,000	300,000	3,000	540,000	548,000	4,800
92,000	96,000	800	200,000		1,700	300,000			548,000		
96,000	100,000	800				304,000					

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 548,000	円 556,000	円 4,900	円 748,000	円 756,000	円 6,700	円 1,032,000	円 1,044,000	円 9,200	円 1,332,000	円 1,344,000	円 11,900
556,000	564,000	5,000	756,000	764,000	6,800	1,044,000	1,056,000	9,300	1,344,000	1,356,000	12,000
564,000	572,000	5,000	764,000	772,000	6,800	1,056,000	1,068,000	9,500	1,356,000	1,368,000	12,200
572,000	580,000	5,100	772,000	780,000	6,900	1,068,000	1,080,000	9,600	1,368,000	1,380,000	12,300
580,000	588,000	5,200	780,000	792,000	7,000	1,080,000	1,092,000	9,700	1,380,000	1,392,000	12,400
588,000	596,000	5,200	792,000	804,000	7,100	1,092,000	1,104,000	9,800	1,392,000	1,404,000	12,500
596,000	604,000	5,300	804,000	816,000	7,200	1,104,000	1,116,000	9,900	1,404,000	1,416,000	12,600
604,000	612,000	5,400	816,000	828,000	7,300	1,116,000	1,128,000	10,000	1,416,000	1,428,000	12,700
612,000	620,000	5,500	828,000	840,000	7,400	1,128,000	1,140,000	10,100	1,428,000	1,440,000	12,800
620,000	628,000	5,500	840,000	852,000	7,500	1,140,000	1,152,000	10,200	1,440,000	1,452,000	12,900
628,000	636,000	5,600	852,000	864,000	7,600	1,152,000	1,164,000	10,300	1,452,000	1,464,000	13,000
636,000	644,000	5,700	864,000	876,000	7,700	1,164,000	1,176,000	10,400	1,464,000	1,476,000	13,100
644,000	652,000	5,700	876,000	888,000	7,800	1,176,000	1,188,000	10,500	1,476,000	1,488,000	13,200
652,000	660,000	5,800	888,000	900,000	7,900	1,188,000	1,200,000	10,600	1,488,000	1,500,000	13,300
660,000	668,000	5,900	900,000	912,000	8,100	1,200,000	1,212,000	10,800	1,500,000	1,512,000	13,500
668,000	676,000	6,000	912,000	924,000	8,200	1,212,000	1,224,000	10,900	1,512,000	1,524,000	13,600
676,000	684,000	6,000	924,000	936,000	8,300	1,224,000	1,236,000	11,000	1,524,000	1,536,000	13,700
684,000	692,000	6,100	936,000	948,000	8,400	1,236,000	1,248,000	11,100	1,536,000	1,548,000	13,800
692,000	700,000	6,200	948,000	960,000	8,500	1,248,000	1,260,000	11,200	1,548,000	1,560,000	13,900
700,000	708,000	6,300	960,000	972,000	8,600	1,260,000	1,272,000	11,300	1,560,000	1,576,000	14,000
708,000	716,000	6,300	972,000	984,000	8,700	1,272,000	1,284,000	11,400	1,576,000	1,592,000	14,100
716,000	724,000	6,400	984,000	996,000	8,800	1,284,000	1,296,000	11,500	1,592,000	1,608,000	14,300
724,000	732,000	6,500	996,000	1,008,000	8,900	1,296,000	1,308,000	11,600	1,608,000	1,624,000	14,400
732,000	740,000	6,500	1,008,000	1,020,000	9,000	1,308,000	1,320,000	11,700	1,624,000	1,640,000	14,600
740,000	748,000	6,600	1,020,000	1,032,000	9,100	1,320,000	1,332,000	11,800	1,640,000	1,656,000	14,700

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以	上		以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,656,000	1,672,000	14,900	2,056,000	2,072,000	18,500	2,456,000	2,472,000	22,100	2,920,000	2,940,000	27,700
1,672,000	1,688,000	15,000	2,072,000	2,088,000	18,600	2,472,000	2,488,000	22,200	2,940,000	2,960,000	27,900
1,688,000	1,704,000	15,100	2,088,000	2,104,000	18,700	2,488,000	2,504,000	22,300	2,960,000	2,980,000	28,200
1,704,000	1,720,000	15,300	2,104,000	2,120,000	18,900	2,504,000	2,520,000	22,500	2,980,000	3,000,000	28,500
1,720,000	1,736,000	15,400	2,120,000	2,136,000	19,000	2,520,000	2,536,000	22,600	3,000,000	3,020,000	28,800
1,736,000	1,752,000	15,600	2,136,000	2,152,000	19,200	2,536,000	2,552,000	22,800	3,020,000	3,040,000	29,000
1,752,000	1,768,000	15,700	2,152,000	2,168,000	19,300	2,552,000	2,568,000	22,900	3,040,000	3,060,000	29,300
1,768,000	1,784,000	15,900	2,168,000	2,184,000	19,500	2,568,000	2,584,000	23,100	3,060,000	3,080,000	29,600
1,784,000	1,800,000	16,000	2,184,000	2,200,000	19,600	2,584,000	2,600,000	23,200	3,080,000	3,100,000	29,800
1,800,000	1,816,000	16,200	2,200,000	2,216,000	19,800	2,600,000	2,620,000	23,400	3,100,000	3,120,000	30,100
1,816,000	1,832,000	16,300	2,216,000	2,232,000	19,900	2,620,000	2,640,000	23,600	3,120,000	3,140,000	30,400
1,832,000	1,848,000	16,400	2,232,000	2,248,000	20,000	2,640,000	2,660,000	23,900	3,140,000	3,160,000	30,600
1,848,000	1,864,000	16,600	2,248,000	2,264,000	20,200	2,660,000	2,680,000	24,200	3,160,000	3,180,000	30,900
1,864,000	1,880,000	16,700	2,264,000	2,280,000	20,300	2,680,000	2,700,000	24,400	3,180,000	3,200,000	31,200
1,880,000	1,896,000	16,900	2,280,000	2,296,000	20,500	2,700,000	2,720,000	24,700	3,200,000	3,220,000	31,500
1,896,000	1,912,000	17,000	2,296,000	2,312,000	20,600	2,720,000	2,740,000	25,000	3,220,000	3,240,000	31,700
1,912,000	1,928,000	17,200	2,312,000	2,328,000	20,800	2,740,000	2,760,000	25,200	3,240,000	3,260,000	32,000
1,928,000	1,944,000	17,300	2,328,000	2,344,000	20,900	2,760,000	2,780,000	25,500	3,260,000	3,280,000	32,300
1,944,000	1,960,000	17,400	2,344,000	2,360,000	21,000	2,780,000	2,800,000	25,800	3,280,000	3,300,000	32,500
1,960,000	1,976,000	17,600	2,360,000	2,376,000	21,200	2,800,000	2,820,000	26,100	3,300,000	3,320,000	32,800
1,976,000	1,992,000	17,700	2,376,000	2,392,000	21,300	2,820,000	2,840,000	26,300	3,320,000	3,340,000	33,100
1,992,000	2,008,000	17,900	2,392,000	2,408,000	21,500	2,840,000	2,860,000	26,600	3,340,000	3,360,000	33,300
2,008,000	2,024,000	18,000	2,408,000	2,424,000	21,600	2,860,000	2,880,000	26,900	3,360,000	3,380,000	33,600
2,024,000	2,040,000	18,200	2,424,000	2,440,000	21,800	2,880,000	2,900,000	27,100	3,380,000	3,400,000	33,900
2,040,000	2,056,000	18,300	2,440,000	2,456,000	21,900	2,900,000	2,920,000	27,400	3,400,000	3,420,000	34,200

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 3,420,000	円 3,440,000	円 34,400	円 3,920,000	円 3,940,000	円 41,200	円 4,420,000	円 4,440,000	円 47,900	円 4,920,000	円 4,940,000	円 54,700
3,440,000	3,460,000	34,700	3,940,000	3,960,000	41,400	4,440,000	4,460,000	48,200	4,940,000	4,960,000	54,900
3,460,000	3,480,000	35,000	3,960,000	3,980,000	41,700	4,460,000	4,480,000	48,500	4,960,000	4,980,000	55,200
3,480,000	3,500,000	35,200	3,980,000	4,000,000	42,000	4,480,000	4,500,000	48,700	4,980,000	5,000,000	55,500
3,500,000	3,520,000	35,500	4,000,000	4,020,000	42,300	4,500,000	4,520,000	49,000	5,000,000	5,020,000	55,800
3,520,000	3,540,000	35,800	4,020,000	4,040,000	42,500	4,520,000	4,540,000	49,300	5,020,000	5,040,000	56,000
3,540,000	3,560,000	36,000	4,040,000	4,060,000	42,800	4,540,000	4,560,000	49,500	5,040,000	5,060,000	56,300
3,560,000	3,580,000	36,300	4,060,000	4,080,000	43,100	4,560,000	4,580,000	49,800	5,060,000	5,080,000	56,600
3,580,000	3,600,000	36,600	4,080,000	4,100,000	43,300	4,580,000	4,600,000	50,100	5,080,000	5,100,000	56,800
3,600,000	3,620,000	36,900	4,100,000	4,120,000	43,600	4,600,000	4,620,000	50,400	5,100,000	5,120,000	57,100
3,620,000	3,640,000	37,100	4,120,000	4,140,000	43,900	4,620,000	4,640,000	50,600	5,120,000	5,140,000	57,400
3,640,000	3,660,000	37,400	4,140,000	4,160,000	44,100	4,640,000	4,660,000	50,900	5,140,000	5,160,000	57,600
3,660,000	3,680,000	37,700	4,160,000	4,180,000	44,400	4,660,000	4,680,000	51,200	5,160,000	5,180,000	57,900
3,680,000	3,700,000	37,900	4,180,000	4,200,000	44,700	4,680,000	4,700,000	51,400	5,180,000	5,200,000	58,200
3,700,000	3,720,000	38,200	4,200,000	4,220,000	45,000	4,700,000	4,720,000	51,700	5,200,000	5,220,000	58,500
3,720,000	3,740,000	38,500	4,220,000	4,240,000	45,200	4,720,000	4,740,000	52,000	5,220,000	5,240,000	58,800
3,740,000	3,760,000	38,700	4,240,000	4,260,000	45,500	4,740,000	4,760,000	52,200	5,240,000	5,260,000	59,200
3,760,000	3,780,000	39,000	4,260,000	4,280,000	45,800	4,760,000	4,780,000	52,500	5,260,000	5,280,000	59,500
3,780,000	3,800,000	39,300	4,280,000	4,300,000	46,000	4,780,000	4,800,000	52,800	5,280,000	5,300,000	59,900
3,800,000	3,820,000	39,600	4,300,000	4,320,000	46,300	4,800,000	4,820,000	53,100	5,300,000	5,320,000	60,300
3,820,000	3,840,000	39,800	4,320,000	4,340,000	46,600	4,820,000	4,840,000	53,300	5,320,000	5,340,000	60,600
3,840,000	3,860,000	40,100	4,340,000	4,360,000	46,800	4,840,000	4,860,000	53,600	5,340,000	5,360,000	61,000
3,860,000	3,880,000	40,400	4,360,000	4,380,000	47,100	4,860,000	4,880,000	53,900	5,360,000	5,380,000	61,300
3,880,000	3,900,000	40,600	4,380,000	4,400,000	47,400	4,880,000	4,900,000	54,100	5,380,000	5,400,000	61,700
3,900,000	3,920,000	40,900	4,400,000	4,420,000	47,700	4,900,000	4,920,000	54,400	5,400,000	5,420,000	62,100

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以	上		以	上		以	上		以	上	
円 5,420,000	円 5,440,000	円 62,400	円 5,920,000	円 5,940,000	円 71,400	円 6,420,000	円 6,440,000	円 80,400	円 6,920,000	円 6,940,000	円 88,400
5,440,000	5,460,000	62,800	5,940,000	5,960,000	71,800	6,440,000	6,460,000	80,800	6,940,000	6,960,000	88,800
5,460,000	5,480,000	63,100	5,960,000	5,980,000	72,100	6,460,000	6,480,000	81,100	6,960,000	6,980,000	89,100
5,480,000	5,500,000	63,500	5,980,000	6,000,000	72,500	6,480,000	6,500,000	81,500	6,980,000	7,000,000	89,500
5,500,000	5,520,000	63,900	6,000,000	6,020,000	72,900	6,500,000	6,520,000	81,900	7,000,000	7,020,000	89,900
5,520,000	5,540,000	64,200	6,020,000	6,040,000	73,200	6,520,000	6,540,000	82,200	7,020,000	7,040,000	90,200
5,540,000	5,560,000	64,600	6,040,000	6,060,000	73,600	6,540,000	6,560,000	82,600	7,040,000	7,060,000	90,600
5,560,000	5,580,000	64,900	6,060,000	6,080,000	73,900	6,560,000	6,580,000	82,900	7,060,000	7,080,000	90,900
5,580,000	5,600,000	65,300	6,080,000	6,100,000	74,300	6,580,000	6,600,000	83,300	7,080,000	7,100,000	91,300
5,600,000	5,620,000	65,700	6,100,000	6,120,000	74,700	6,600,000	6,620,000	83,700	7,100,000	7,120,000	91,700
5,620,000	5,640,000	66,000	6,120,000	6,140,000	75,000	6,620,000	6,640,000	84,000	7,120,000	7,140,000	92,000
5,640,000	5,660,000	66,400	6,140,000	6,160,000	75,400	6,640,000	6,660,000	84,400	7,140,000	7,160,000	92,400
5,660,000	5,680,000	66,700	6,160,000	6,180,000	75,700	6,660,000	6,680,000	84,700	7,160,000	7,180,000	92,700
5,680,000	5,700,000	67,100	6,180,000	6,200,000	76,100	6,680,000	6,700,000	85,100	7,180,000	7,200,000	93,100
5,700,000	5,720,000	67,500	6,200,000	6,220,000	76,500	6,700,000	6,720,000	85,500	7,200,000	7,220,000	93,500
5,720,000	5,740,000	67,800	6,220,000	6,240,000	76,800	6,720,000	6,740,000	85,800	7,220,000	7,240,000	93,800
5,740,000	5,760,000	68,200	6,240,000	6,260,000	77,200	6,740,000	6,760,000	86,200	7,240,000	7,260,000	94,200
5,760,000	5,780,000	68,500	6,260,000	6,280,000	77,500	6,760,000	6,780,000	86,500	7,260,000	7,280,000	94,500
5,780,000	5,800,000	68,900	6,280,000	6,300,000	77,900	6,780,000	6,800,000	86,900	7,280,000	7,300,000	94,800
5,800,000	5,820,000	69,300	6,300,000	6,320,000	78,300	6,800,000	6,820,000	87,300	7,300,000	7,320,000	95,200
5,820,000	5,840,000	69,600	6,320,000	6,340,000	78,600	6,820,000	6,840,000	87,600	7,320,000	7,340,000	95,600
5,840,000	5,860,000	70,000	6,340,000	6,360,000	79,000	6,840,000	6,860,000	88,000	7,340,000	7,360,000	96,000
5,860,000	5,880,000	70,300	6,360,000	6,380,000	79,300	6,860,000	6,880,000	88,300	7,360,000	7,380,000	96,400
5,880,000	5,900,000	70,700	6,380,000	6,400,000	79,700	6,880,000	6,900,000	88,700	7,380,000	7,400,000	96,800
5,900,000	5,920,000	71,100	6,400,000	6,420,000	80,100	6,900,000	6,920,000	89,100	7,400,000	7,420,000	97,200

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以	上		以	上		以	上		以	上	
7,420,000	7,440,000	98,400	7,620,000	7,640,000	102,000	7,820,000	7,840,000	105,600	8,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に1.8%を乗じて算出した金額から35,100円を控除した金額
7,440,000	7,460,000	98,800	7,640,000	7,660,000	102,400	7,840,000	7,860,000	106,000			
7,460,000	7,480,000	99,100	7,660,000	7,680,000	102,700	7,860,000	7,880,000	106,300			
7,480,000	7,500,000	99,500	7,680,000	7,700,000	103,100	7,880,000	7,900,000	106,700			
7,500,000	7,520,000	99,900	7,700,000	7,720,000	103,500	7,900,000	7,920,000	107,100			
7,520,000	7,540,000	100,200	7,720,000	7,740,000	103,800	7,920,000	7,940,000	107,400			
7,540,000	7,560,000	100,600	7,740,000	7,760,000	104,200	7,940,000	7,960,000	107,800			
7,560,000	7,580,000	100,900	7,760,000	7,780,000	104,500	7,960,000	7,980,000	108,100			
7,580,000	7,600,000	101,300	7,780,000	7,800,000	104,900	7,980,000	8,000,000	108,500			
7,600,000	7,620,000	101,700	7,800,000	7,820,000	105,300	7,980,000					

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 548,000	円 556,000	円 7,300	円 748,000	円 756,000	円 10,000	円 1,032,000	円 1,044,000	円 13,900	円 1,332,000	円 1,344,000	円 19,100
556,000	564,000	7,500	756,000	764,000	10,200	1,044,000	1,056,000	14,000	1,344,000	1,356,000	19,400
564,000	572,000	7,600	764,000	772,000	10,300	1,056,000	1,068,000	14,200	1,356,000	1,368,000	19,700
572,000	580,000	7,700	772,000	780,000	10,400	1,068,000	1,080,000	14,400	1,368,000	1,380,000	19,900
580,000	588,000	7,800	780,000	792,000	10,500	1,080,000	1,092,000	14,500	1,380,000	1,392,000	20,200
588,000	596,000	7,900	792,000	804,000	10,600	1,092,000	1,104,000	14,700	1,392,000	1,404,000	20,500
596,000	604,000	8,000	804,000	816,000	10,800	1,104,000	1,116,000	14,900	1,404,000	1,416,000	20,700
604,000	612,000	8,100	816,000	828,000	11,000	1,116,000	1,128,000	15,000	1,416,000	1,428,000	21,000
612,000	620,000	8,200	828,000	840,000	11,100	1,128,000	1,140,000	15,200	1,428,000	1,440,000	21,300
620,000	628,000	8,300	840,000	852,000	11,300	1,140,000	1,152,000	15,300	1,440,000	1,452,000	21,600
628,000	636,000	8,400	852,000	864,000	11,500	1,152,000	1,164,000	15,500	1,452,000	1,464,000	21,800
636,000	644,000	8,500	864,000	876,000	11,600	1,164,000	1,176,000	15,700	1,464,000	1,476,000	22,100
644,000	652,000	8,600	876,000	888,000	11,800	1,176,000	1,188,000	15,800	1,476,000	1,488,000	22,400
652,000	660,000	8,800	888,000	900,000	11,900	1,188,000	1,200,000	16,000	1,488,000	1,500,000	22,600
660,000	668,000	8,900	900,000	912,000	12,100	1,200,000	1,212,000	16,200	1,500,000	1,512,000	22,900
668,000	676,000	9,000	912,000	924,000	12,300	1,212,000	1,224,000	16,400	1,512,000	1,524,000	23,200
676,000	684,000	9,100	924,000	936,000	12,400	1,224,000	1,236,000	16,700	1,524,000	1,536,000	23,400
684,000	692,000	9,200	936,000	948,000	12,600	1,236,000	1,248,000	17,000	1,536,000	1,548,000	23,700
692,000	700,000	9,300	948,000	960,000	12,700	1,248,000	1,260,000	17,200	1,548,000	1,560,000	24,000
700,000	708,000	9,400	960,000	972,000	12,900	1,260,000	1,272,000	17,500	1,560,000	1,576,000	24,300
708,000	716,000	9,500	972,000	984,000	13,100	1,272,000	1,284,000	17,800	1,576,000	1,592,000	24,600
716,000	724,000	9,600	984,000	996,000	13,200	1,284,000	1,296,000	18,000	1,592,000	1,608,000	25,000
724,000	732,000	9,700	996,000	1,008,000	13,400	1,296,000	1,308,000	18,300	1,608,000	1,624,000	25,300
732,000	740,000	9,800	1,008,000	1,020,000	13,600	1,308,000	1,320,000	18,600	1,624,000	1,640,000	25,700
740,000	748,000	9,900	1,020,000	1,032,000	13,700	1,320,000	1,332,000	18,900	1,640,000	1,656,000	26,100

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 1,656,000	円 1,672,000	円 26,400	円 2,056,000	円 2,072,000	円 35,400	円 2,456,000	円 2,472,000	円 44,400	円 2,920,000	円 2,940,000	円 57,700
1,672,000	1,688,000	26,800	2,072,000	2,088,000	35,800	2,472,000	2,488,000	44,800	2,940,000	2,960,000	58,400
1,688,000	1,704,000	27,100	2,088,000	2,104,000	36,100	2,488,000	2,504,000	45,100	2,960,000	2,980,000	59,000
1,704,000	1,720,000	27,500	2,104,000	2,120,000	36,500	2,504,000	2,520,000	45,500	2,980,000	3,000,000	59,600
1,720,000	1,736,000	27,900	2,120,000	2,136,000	36,900	2,520,000	2,536,000	45,900	3,000,000	3,020,000	60,300
1,736,000	1,752,000	28,200	2,136,000	2,152,000	37,200	2,536,000	2,552,000	46,200	3,020,000	3,040,000	60,900
1,752,000	1,768,000	28,600	2,152,000	2,168,000	37,600	2,552,000	2,568,000	46,600	3,040,000	3,060,000	61,500
1,768,000	1,784,000	28,900	2,168,000	2,184,000	37,900	2,568,000	2,584,000	46,900	3,060,000	3,080,000	62,100
1,784,000	1,800,000	29,300	2,184,000	2,200,000	38,300	2,584,000	2,600,000	47,300	3,080,000	3,100,000	62,800
1,800,000	1,816,000	29,700	2,200,000	2,216,000	38,700	2,600,000	2,620,000	47,700	3,100,000	3,120,000	63,400
1,816,000	1,832,000	30,000	2,216,000	2,232,000	39,000	2,620,000	2,640,000	48,300	3,120,000	3,140,000	64,000
1,832,000	1,848,000	30,400	2,232,000	2,248,000	39,400	2,640,000	2,660,000	48,900	3,140,000	3,160,000	64,700
1,848,000	1,864,000	30,700	2,248,000	2,264,000	39,700	2,660,000	2,680,000	49,500	3,160,000	3,180,000	65,300
1,864,000	1,880,000	31,100	2,264,000	2,280,000	40,100	2,680,000	2,700,000	50,200	3,180,000	3,200,000	65,900
1,880,000	1,896,000	31,500	2,280,000	2,296,000	40,500	2,700,000	2,720,000	50,800	3,200,000	3,220,000	66,600
1,896,000	1,912,000	31,800	2,296,000	2,312,000	40,800	2,720,000	2,740,000	51,400	3,220,000	3,240,000	67,200
1,912,000	1,928,000	32,200	2,312,000	2,328,000	41,200	2,740,000	2,760,000	52,100	3,240,000	3,260,000	67,800
1,928,000	1,944,000	32,500	2,328,000	2,344,000	41,500	2,760,000	2,780,000	52,700	3,260,000	3,280,000	68,400
1,944,000	1,960,000	32,900	2,344,000	2,360,000	41,900	2,780,000	2,800,000	53,300	3,280,000	3,300,000	69,100
1,960,000	1,976,000	33,300	2,360,000	2,376,000	42,300	2,800,000	2,820,000	54,000	3,300,000	3,320,000	69,700
1,976,000	1,992,000	33,600	2,376,000	2,392,000	42,600	2,820,000	2,840,000	54,600	3,320,000	3,340,000	70,300
1,992,000	2,008,000	34,000	2,392,000	2,408,000	43,000	2,840,000	2,860,000	55,200	3,340,000	3,360,000	71,000
2,008,000	2,024,000	34,300	2,408,000	2,424,000	43,300	2,860,000	2,880,000	55,800	3,360,000	3,380,000	71,600
2,024,000	2,040,000	34,700	2,424,000	2,440,000	43,700	2,880,000	2,900,000	56,500	3,380,000	3,400,000	72,200
2,040,000	2,056,000	35,100	2,440,000	2,456,000	44,100	2,900,000	2,920,000	57,100	3,400,000	3,420,000	72,900

第一類第二号
地方行政委員会會議錄第二号
昭和六十二年八月十八日

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以	上		以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,420,000	5,440,000	137,500	5,920,000	5,940,000	155,500	6,420,000	6,440,000	173,500	6,920,000	6,940,000	191,500
5,440,000	5,460,000	138,200	5,940,000	5,960,000	156,200	6,440,000	6,460,000	174,200	6,940,000	6,960,000	192,200
5,460,000	5,480,000	138,900	5,960,000	5,980,000	156,900	6,460,000	6,480,000	174,900	6,960,000	6,980,000	192,900
5,480,000	5,500,000	139,600	5,980,000	6,000,000	157,600	6,480,000	6,500,000	175,600	6,980,000	7,000,000	193,600
5,500,000	5,520,000	140,400	6,000,000	6,020,000	158,400	6,500,000	6,520,000	176,400	7,000,000	7,020,000	194,400
5,520,000	5,540,000	141,100	6,020,000	6,040,000	159,100	6,520,000	6,540,000	177,100	7,020,000	7,040,000	195,100
5,540,000	5,560,000	141,800	6,040,000	6,060,000	159,800	6,540,000	6,560,000	177,800	7,040,000	7,060,000	195,800
5,560,000	5,580,000	142,500	6,060,000	6,080,000	160,500	6,560,000	6,580,000	178,500	7,060,000	7,080,000	196,500
5,580,000	5,600,000	143,200	6,080,000	6,100,000	161,200	6,580,000	6,600,000	179,200	7,080,000	7,100,000	197,200
5,600,000	5,620,000	144,000	6,100,000	6,120,000	162,000	6,600,000	6,620,000	180,000	7,100,000	7,120,000	198,000
5,620,000	5,640,000	144,700	6,120,000	6,140,000	162,700	6,620,000	6,640,000	180,700	7,120,000	7,140,000	198,700
5,640,000	5,660,000	145,400	6,140,000	6,160,000	163,400	6,640,000	6,660,000	181,400	7,140,000	7,160,000	199,400
5,660,000	5,680,000	146,100	6,160,000	6,180,000	164,100	6,660,000	6,680,000	182,100	7,160,000	7,180,000	200,100
5,680,000	5,700,000	146,800	6,180,000	6,200,000	164,800	6,680,000	6,700,000	182,800	7,180,000	7,200,000	200,800
5,700,000	5,720,000	147,600	6,200,000	6,220,000	165,600	6,700,000	6,720,000	183,600	7,200,000	7,220,000	201,600
5,720,000	5,740,000	148,300	6,220,000	6,240,000	166,300	6,720,000	6,740,000	184,300	7,220,000	7,240,000	202,300
5,740,000	5,760,000	149,000	6,240,000	6,260,000	167,000	6,740,000	6,760,000	185,000	7,240,000	7,260,000	203,000
5,760,000	5,780,000	149,700	6,260,000	6,280,000	167,700	6,760,000	6,780,000	185,700	7,260,000	7,280,000	203,700
5,780,000	5,800,000	150,400	6,280,000	6,300,000	168,400	6,780,000	6,800,000	186,400	7,280,000	7,300,000	204,400
5,800,000	5,820,000	151,200	6,300,000	6,320,000	169,200	6,800,000	6,820,000	187,200	7,300,000	7,320,000	205,200
5,820,000	5,840,000	151,900	6,320,000	6,340,000	169,900	6,820,000	6,840,000	187,900	7,320,000	7,340,000	205,900
5,840,000	5,860,000	152,600	6,340,000	6,360,000	170,600	6,840,000	6,860,000	188,600	7,340,000	7,360,000	206,600
5,860,000	5,880,000	153,300	6,360,000	6,380,000	171,300	6,860,000	6,880,000	189,300	7,360,000	7,380,000	207,300
5,880,000	5,900,000	154,000	6,380,000	6,400,000	172,000	6,880,000	6,900,000	190,000	7,380,000	7,400,000	208,000
5,900,000	5,920,000	154,800	6,400,000	6,420,000	172,800	6,900,000	6,920,000	190,800	7,400,000	7,420,000	208,800

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 7,420,000	円 7,440,000	円 209,500	円 7,720,000	円 7,740,000	円 220,300	円 8,000,000	円 9,200,000	円 223,900	円 38,000,000以上		円 396,900円を 乗じて算出し た金額から 控除した金額
7,440,000	7,460,000	210,200	7,740,000	7,760,000	221,000						
7,460,000	7,480,000	210,900	7,760,000	7,780,000	221,700						
7,480,000	7,500,000	211,600	7,780,000	7,800,000	222,400						
7,500,000	7,520,000	212,400	7,800,000	7,820,000	223,200						
7,520,000	7,540,000	213,100	7,820,000	7,840,000	223,900	9,200,000	19,000,000				
7,540,000	7,560,000	213,800	7,840,000	7,860,000	224,600						
7,560,000	7,580,000	214,500	7,860,000	7,880,000	225,300						
7,580,000	7,600,000	215,200	7,880,000	7,900,000	226,000						
7,600,000	7,620,000	216,000	7,900,000	7,920,000	226,800						
7,620,000	7,640,000	216,700	7,920,000	7,940,000	227,500	19,000,000	38,000,000				
7,640,000	7,660,000	217,400	7,940,000	7,960,000	228,200						
7,660,000	7,680,000	218,100	7,960,000	7,980,000	228,900						
7,680,000	7,700,000	218,800	7,980,000	8,000,000	229,600						
7,700,000	7,720,000	219,600									

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表（第十二条関係）

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費				一人につき 七、二五三、〇〇〇円
二 土木費				
1 道路橋りよう費				千平方メートルにつき 二〇八、〇〇〇
(1) 経常経費		道路の面積		一キロメートルにつき 四、九二〇、〇〇〇
(2) 投資的経費		道路の延長		一キロメートルにつき 八七、〇〇〇
2 河川費				
(1) 経常経費		河川の延長		一キロメートルにつき 四六八、〇〇〇
(2) 投資的経費		河川の延長		

(1) 經常經費 (2) 投資的經費 3 水産行政費 (1) 經常經費 (2) 投資的經費 4 商工行政費 六 その他の行政費 1 徴稅費 2 恩給費 3 その他の諸費 (1) 經常經費 (2) 投資的經費 七 災害復旧費 八 地方稅減收補てん償還費 九 財源対策償還費 十 地域財政特例対策償還費 十一 臨時財政特例償還費	林野の面積 林野の面積 水産業者数 水産業者数 人口 世帯数 恩給受給権者数 人口 人口 面積 災害復旧事業費の財源に充てられたため発行を許可された地方債に係る元利償還金 地方稅の減收補てんのため昭和五十二年度から昭和六十一年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額 昭和五十二年度から昭和五十六年度まで及び昭和五十八年度から昭和六十一年度までの各年度の財源対策のために当該各年度において発行を許可された地方債の額 地域財政特例対策のため昭和五十七年度から昭和六十一年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額 臨時財政特例対策のため昭和六十年度及び昭和六十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	一ヘクタールにつき 二、八五〇 一ヘクタールにつき 三、八二〇 一人につき 一五五、〇〇〇 一人につき 四三、七〇〇 一人につき 一、四〇〇 一世帯につき 八、二五〇 一人につき 一、一三五、〇〇〇 一人につき 三、八八〇 一人につき 二、六五〇 一平方キロメートルにつき 一、二五二、〇〇〇 千円につき 九五〇 千円につき 一三二 千円につき 一六二 千円につき 一三七 千円につき 六八
---	--	--

市町村		一 消防費	二 土木費	三 教育費	四 労働費	五 産業経済費	六 その他の行政費	七 生活保護費	八 社会福祉費	九 保健衛生費	十 清掃費	十一 経常経費	十二 投資的経費	十三 高等学校費	十四 経常経費	十五 投資的経費	十六 その他の教育費	十七 経常経費	十八 投資的経費	十九 高等学校費	二十 経常経費	二十一 投資的経費	二十二 高等学校費	二十三 経常経費	二十四 投資的経費	二十五 高等学校費	二十六 経常経費	二十七 投資的経費	二十八 高等学校費	二十九 経常経費	三十 投資的経費	三十一 高等学校費	三十二 経常経費	三十三 投資的経費	三十四 高等学校費	三十五 経常経費	三十六 投資的経費	三十七 高等学校費	三十八 経常経費	三十九 投資的経費	四十 高等学校費	四十一 経常経費	四十二 投資的経費	四十三 高等学校費	四十四 経常経費	四十五 投資的経費	四十六 高等学校費	四十七 経常経費	四十八 投資的経費	四十九 高等学校費	五十 経常経費	五十一 投資的経費	五十二 高等学校費	五十三 経常経費	五十四 投資的経費	五十五 高等学校費	五十六 経常経費	五十七 投資的経費	五十八 高等学校費	五十九 経常経費	六十 投資的経費	六十一 高等学校費	六十二 経常経費	六十三 投資的経費	六十四 高等学校費	六十五 経常経費	六十六 投資的経費	六十七 高等学校費	六十八 経常経費	六十九 投資的経費	七十 高等学校費	七十一 経常経費	七十二 投資的経費	七十三 高等学校費	七十四 経常経費	七十五 投資的経費	七十六 高等学校費	七十七 経常経費	七十八 投資的経費	七十九 高等学校費	八十 経常経費	八十一 投資的経費	八十二 高等学校費	八十三 経常経費	八十四 投資的経費	八十五 高等学校費	八十六 経常経費	八十七 投資的経費	八十八 高等学校費	八十九 経常経費	九十 投資的経費	九十一 高等学校費	九十二 経常経費	九十三 投資的経費	九十四 高等学校費	九十五 経常経費	九十六 投資的経費	九十七 高等学校費	九十八 経常経費	九十九 投資的経費	一百 高等学校費
人口	一人につき	六、四六〇円	道路の面積	平方メートルにつき	九三、五〇〇	道路の延長	キロメートルにつき	五〇五、〇〇〇	港湾(漁港を含む。)における係留施設の延長	メートルにつき	二二、二〇〇	港湾における外郭施設の延長	メートルにつき	六、三五〇	漁港における外郭施設の延長	メートルにつき	四、三四〇	都市計画区域における人口	一人につき	六二五	都市計画区域における人口	一人につき	三三四	公園費	人口	一人につき	三五六	投資的経費	人口	一人につき	一五一	下水道費	人口	一人につき	一四六	投資的経費	人口	一人につき	六五	その他の土木費	人口	一人につき	八五四	投資的経費	人口	一人につき	八五六	小学校費	児童数	一人につき	二八、七〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	五五〇、〇〇〇	中学校費	生徒数	一人につき	二六、〇〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	七〇四、〇〇〇	経常経費	学校数	一校につき	五、四八八、〇〇〇																																		
人口	一人につき	六、四六〇円	道路の面積	平方メートルにつき	九三、五〇〇	道路の延長	キロメートルにつき	五〇五、〇〇〇	港湾(漁港を含む。)における係留施設の延長	メートルにつき	二二、二〇〇	港湾における外郭施設の延長	メートルにつき	六、三五〇	漁港における外郭施設の延長	メートルにつき	四、三四〇	都市計画区域における人口	一人につき	六二五	都市計画区域における人口	一人につき	三三四	公園費	人口	一人につき	三五六	投資的経費	人口	一人につき	一五一	下水道費	人口	一人につき	一四六	投資的経費	人口	一人につき	六五	その他の土木費	人口	一人につき	八五四	投資的経費	人口	一人につき	八五六	小学校費	児童数	一人につき	二八、七〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	五五〇、〇〇〇	中学校費	生徒数	一人につき	二六、〇〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	七〇四、〇〇〇	経常経費	学校数	一校につき	五、四八八、〇〇〇																																		
人口	一人につき	六、四六〇円	道路の面積	平方メートルにつき	九三、五〇〇	道路の延長	キロメートルにつき	五〇五、〇〇〇	港湾(漁港を含む。)における係留施設の延長	メートルにつき	二二、二〇〇	港湾における外郭施設の延長	メートルにつき	六、三五〇	漁港における外郭施設の延長	メートルにつき	四、三四〇	都市計画区域における人口	一人につき	六二五	都市計画区域における人口	一人につき	三三四	公園費	人口	一人につき	三五六	投資的経費	人口	一人につき	一五一	下水道費	人口	一人につき	一四六	投資的経費	人口	一人につき	六五	その他の土木費	人口	一人につき	八五四	投資的経費	人口	一人につき	八五六	小学校費	児童数	一人につき	二八、七〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	五五〇、〇〇〇	中学校費	生徒数	一人につき	二六、〇〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	七〇四、〇〇〇	経常経費	学校数	一校につき	五、四八八、〇〇〇																																		
人口	一人につき	六、四六〇円	道路の面積	平方メートルにつき	九三、五〇〇	道路の延長	キロメートルにつき	五〇五、〇〇〇	港湾(漁港を含む。)における係留施設の延長	メートルにつき	二二、二〇〇	港湾における外郭施設の延長	メートルにつき	六、三五〇	漁港における外郭施設の延長	メートルにつき	四、三四〇	都市計画区域における人口	一人につき	六二五	都市計画区域における人口	一人につき	三三四	公園費	人口	一人につき	三五六	投資的経費	人口	一人につき	一五一	下水道費	人口	一人につき	一四六	投資的経費	人口	一人につき	六五	その他の土木費	人口	一人につき	八五四	投資的経費	人口	一人につき	八五六	小学校費	児童数	一人につき	二八、七〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	五五〇、〇〇〇	中学校費	生徒数	一人につき	二六、〇〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	七〇四、〇〇〇	経常経費	学校数	一校につき	五、四八八、〇〇〇																																		
人口	一人につき	六、四六〇円	道路の面積	平方メートルにつき	九三、五〇〇	道路の延長	キロメートルにつき	五〇五、〇〇〇	港湾(漁港を含む。)における係留施設の延長	メートルにつき	二二、二〇〇	港湾における外郭施設の延長	メートルにつき	六、三五〇	漁港における外郭施設の延長	メートルにつき	四、三四〇	都市計画区域における人口	一人につき	六二五	都市計画区域における人口	一人につき	三三四	公園費	人口	一人につき	三五六	投資的経費	人口	一人につき	一五一	下水道費	人口	一人につき	一四六	投資的経費	人口	一人につき	六五	その他の土木費	人口	一人につき	八五四	投資的経費	人口	一人につき	八五六	小学校費	児童数	一人につき	二八、七〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	五五〇、〇〇〇	中学校費	生徒数	一人につき	二六、〇〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	七〇四、〇〇〇	経常経費	学校数	一校につき	五、四八八、〇〇〇																																		
人口	一人につき	六、四六〇円	道路の面積	平方メートルにつき	九三、五〇〇	道路の延長	キロメートルにつき	五〇五、〇〇〇	港湾(漁港を含む。)における係留施設の延長	メートルにつき	二二、二〇〇	港湾における外郭施設の延長	メートルにつき	六、三五〇	漁港における外郭施設の延長	メートルにつき	四、三四〇	都市計画区域における人口	一人につき	六二五	都市計画区域における人口	一人につき	三三四	公園費	人口	一人につき	三五六	投資的経費	人口	一人につき	一五一	下水道費	人口	一人につき	一四六	投資的経費	人口	一人につき	六五	その他の土木費	人口	一人につき	八五四	投資的経費	人口	一人につき	八五六	小学校費	児童数	一人につき	二八、七〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	五五〇、〇〇〇	中学校費	生徒数	一人につき	二六、〇〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	七〇四、〇〇〇	経常経費	学校数	一校につき	五、四八八、〇〇〇																																		
人口	一人につき	六、四六〇円	道路の面積	平方メートルにつき	九三、五〇〇	道路の延長	キロメートルにつき	五〇五、〇〇〇	港湾(漁港を含む。)における係留施設の延長	メートルにつき	二二、二〇〇	港湾における外郭施設の延長	メートルにつき	六、三五〇	漁港における外郭施設の延長	メートルにつき	四、三四〇	都市計画区域における人口	一人につき	六二五	都市計画区域における人口	一人につき	三三四	公園費	人口	一人につき	三五六	投資的経費	人口	一人につき	一五一	下水道費	人口	一人につき	一四六	投資的経費	人口	一人につき	六五	その他の土木費	人口	一人につき	八五四	投資的経費	人口	一人につき	八五六	小学校費	児童数	一人につき	二八、七〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	五五〇、〇〇〇	中学校費	生徒数	一人につき	二六、〇〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	七〇四、〇〇〇	経常経費	学校数	一校につき	五、四八八、〇〇〇																																		
人口	一人につき	六、四六〇円	道路の面積	平方メートルにつき	九三、五〇〇	道路の延長	キロメートルにつき	五〇五、〇〇〇	港湾(漁港を含む。)における係留施設の延長	メートルにつき	二二、二〇〇	港湾における外郭施設の延長	メートルにつき	六、三五〇	漁港における外郭施設の延長	メートルにつき	四、三四〇	都市計画区域における人口	一人につき	六二五	都市計画区域における人口	一人につき	三三四	公園費	人口	一人につき	三五六	投資的経費	人口	一人につき	一五一	下水道費	人口	一人につき	一四六	投資的経費	人口	一人につき	六五	その他の土木費	人口	一人につき	八五四	投資的経費	人口	一人につき	八五六	小学校費	児童数	一人につき	二八、七〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	五五〇、〇〇〇	中学校費	生徒数	一人につき	二六、〇〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	七〇四、〇〇〇	経常経費	学校数	一校につき	五、四八八、〇〇〇																																		
人口	一人につき	六、四六〇円	道路の面積	平方メートルにつき	九三、五〇〇	道路の延長	キロメートルにつき	五〇五、〇〇〇	港湾(漁港を含む。)における係留施設の延長	メートルにつき	二二、二〇〇	港湾における外郭施設の延長	メートルにつき	六、三五〇	漁港における外郭施設の延長	メートルにつき	四、三四〇	都市計画区域における人口	一人につき	六二五	都市計画区域における人口	一人につき	三三四	公園費	人口	一人につき	三五六	投資的経費	人口	一人につき	一五一	下水道費	人口	一人につき	一四六	投資的経費	人口	一人につき	六五	その他の土木費	人口	一人につき	八五四	投資的経費	人口	一人につき	八五六	小学校費	児童数	一人につき	二八、七〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	五五〇、〇〇〇	中学校費	生徒数	一人につき	二六、〇〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	七〇四、〇〇〇	経常経費	学校数	一校につき	五、四八八、〇〇〇																																		
人口	一人につき	六、四六〇円	道路の面積	平方メートルにつき	九三、五〇〇	道路の延長	キロメートルにつき	五〇五、〇〇〇	港湾(漁港を含む。)における係留施設の延長	メートルにつき	二二、二〇〇	港湾における外郭施設の延長	メートルにつき	六、三五〇	漁港における外郭施設の延長	メートルにつき	四、三四〇	都市計画区域における人口	一人につき	六二五	都市計画区域における人口	一人につき	三三四	公園費	人口	一人につき	三五六	投資的経費	人口	一人につき	一五一	下水道費	人口	一人につき	一四六	投資的経費	人口	一人につき	六五	その他の土木費	人口	一人につき	八五四	投資的経費	人口	一人につき	八五六	小学校費	児童数	一人につき	二八、七〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	五五〇、〇〇〇	中学校費	生徒数	一人につき	二六、〇〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	七〇四、〇〇〇	経常経費	学校数	一校につき	五、四八八、〇〇〇																																		
人口	一人につき	六、四六〇円	道路の面積	平方メートルにつき	九三、五〇〇	道路の延長	キロメートルにつき	五〇五、〇〇〇	港湾(漁港を含む。)における係留施設の延長	メートルにつき	二二、二〇〇	港湾における外郭施設の延長	メートルにつき	六、三五〇	漁港における外郭施設の延長	メートルにつき	四、三四〇	都市計画区域における人口	一人につき	六二五	都市計画区域における人口	一人につき	三三四	公園費	人口	一人につき	三五六	投資的経費	人口	一人につき	一五一	下水道費	人口	一人につき	一四六	投資的経費	人口	一人につき	六五	その他の土木費	人口	一人につき	八五四	投資的経費	人口	一人につき	八五六	小学校費	児童数	一人につき	二八、七〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	五五〇、〇〇〇	中学校費	生徒数	一人につき	二六、〇〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	七〇四、〇〇〇	経常経費	学校数	一校につき	五、四八八、〇〇〇																																		
人口	一人につき	六、四六〇円	道路の面積	平方メートルにつき	九三、五〇〇	道路の延長	キロメートルにつき	五〇五、〇〇〇	港湾(漁港を含む。)における係留施設の延長	メートルにつき	二二、二〇〇	港湾における外郭施設の延長	メートルにつき	六、三五〇	漁港における外郭施設の延長	メートルにつき	四、三四〇	都市計画区域における人口	一人につき	六二五	都市計画区域における人口	一人につき	三三四	公園費	人口	一人につき	三五六	投資的経費	人口	一人につき	一五一	下水道費	人口	一人につき	一四六	投資的経費	人口	一人につき	六五	その他の土木費	人口	一人につき	八五四	投資的経費	人口	一人につき	八五六	小学校費	児童数	一人につき	二八、七〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	五五〇、〇〇〇	中学校費	生徒数	一人につき	二六、〇〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	七〇四、〇〇〇	経常経費	学校数	一校につき	五、四八八、〇〇〇																																		
人口	一人につき	六、四六〇円	道路の面積	平方メートルにつき	九三、五〇〇	道路の延長	キロメートルにつき	五〇五、〇〇〇	港湾(漁港を含む。)における係留施設の延長	メートルにつき	二二、二〇〇	港湾における外郭施設の延長	メートルにつき	六、三五〇	漁港における外郭施設の延長	メートルにつき	四、三四〇	都市計画区域における人口	一人につき	六二五	都市計画区域における人口	一人につき	三三四	公園費	人口	一人につき	三五六	投資的経費	人口	一人につき	一五一	下水道費	人口	一人につき	一四六	投資的経費	人口	一人につき	六五	その他の土木費	人口	一人につき	八五四	投資的経費	人口	一人につき	八五六	小学校費	児童数	一人につき	二八、七〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	五五〇、〇〇〇	中学校費	生徒数	一人につき	二六、〇〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	七〇四、〇〇〇	経常経費	学校数	一校につき	五、四八八、〇〇〇																																		
人口	一人につき	六、四六〇円	道路の面積	平方メートルにつき	九三、五〇〇	道路の延長	キロメートルにつき	五〇五、〇〇〇	港湾(漁港を含む。)における係留施設の延長	メートルにつき	二二、二〇〇	港湾における外郭施設の延長	メートルにつき	六、三五〇	漁港における外郭施設の延長	メートルにつき	四、三四〇	都市計画区域における人口	一人につき	六二五	都市計画区域における人口	一人につき	三三四	公園費	人口	一人につき	三五六	投資的経費	人口	一人につき	一五一	下水道費	人口	一人につき	一四六	投資的経費	人口	一人につき	六五	その他の土木費	人口	一人につき	八五四	投資的経費	人口	一人につき	八五六	小学校費	児童数	一人につき	二八、七〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	五五〇、〇〇〇	中学校費	生徒数	一人につき	二六、〇〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	七〇四、〇〇〇	経常経費	学校数	一校につき	五、四八八、〇〇〇																																		
人口	一人につき	六、四六〇円	道路の面積	平方メートルにつき	九三、五〇〇	道路の延長	キロメートルにつき	五〇五、〇〇〇	港湾(漁港を含む。)における係留施設の延長	メートルにつき	二二、二〇〇	港湾における外郭施設の延長	メートルにつき	六、三五〇	漁港における外郭施設の延長	メートルにつき	四、三四〇	都市計画区域における人口	一人につき	六二五	都市計画区域における人口	一人につき	三三四	公園費	人口	一人につき	三五六	投資的経費	人口	一人につき	一五一	下水道費	人口	一人につき	一四六	投資的経費	人口	一人につき	六五	その他の土木費	人口	一人につき	八五四	投資的経費	人口	一人につき	八五六	小学校費	児童数	一人につき	二八、七〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	五五〇、〇〇〇	中学校費	生徒数	一人につき	二六、〇〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	七〇四、〇〇〇	経常経費	学校数	一校につき	五、四八八、〇〇〇																																		
人口	一人につき	六、四六〇円	道路の面積	平方メートルにつき	九三、五〇〇	道路の延長	キロメートルにつき	五〇五、〇〇〇	港湾(漁港を含む。)における係留施設の延長	メートルにつき	二二、二〇〇	港湾における外郭施設の延長	メートルにつき	六、三五〇	漁港における外郭施設の延長	メートルにつき	四、三四〇	都市計画区域における人口	一人につき	六二五	都市計画区域における人口	一人につき	三三四	公園費	人口	一人につき	三五六	投資的経費	人口	一人につき	一五一	下水道費	人口	一人につき	一四六	投資的経費	人口	一人につき	六五	その他の土木費	人口	一人につき	八五四	投資的経費	人口	一人につき	八五六	小学校費	児童数	一人につき	二八、七〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	五五〇、〇〇〇	中学校費	生徒数	一人につき	二六、〇〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	七〇四、〇〇〇	経常経費	学校数	一校につき	五、四八八、〇〇〇																																		
人口	一人につき	六、四六〇円	道路の面積	平方メートルにつき	九三、五〇〇	道路の延長	キロメートルにつき	五〇五、〇〇〇	港湾(漁港を含む。)における係留施設の延長	メートルにつき	二二、二〇〇	港湾における外郭施設の延長	メートルにつき	六、三五〇	漁港における外郭施設の延長	メートルにつき	四、三四〇	都市計画区域における人口	一人につき	六二五	都市計画区域における人口	一人につき	三三四	公園費	人口	一人につき	三五六	投資的経費	人口	一人につき	一五一	下水道費	人口	一人につき	一四六	投資的経費	人口	一人につき	六五	その他の土木費	人口	一人につき	八五四	投資的経費	人口	一人につき	八五六	小学校費	児童数	一人につき	二八、七〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	五五〇、〇〇〇	中学校費	生徒数	一人につき	二六、〇〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	七〇四、〇〇〇	経常経費	学校数	一校につき	五、四八八、〇〇〇																																		
人口	一人につき	六、四六〇円	道路の面積	平方メートルにつき	九三、五〇〇	道路の延長	キロメートルにつき	五〇五、〇〇〇	港湾(漁港を含む。)における係留施設の延長	メートルにつき	二二、二〇〇	港湾における外郭施設の延長	メートルにつき	六、三五〇	漁港における外郭施設の延長	メートルにつき	四、三四〇	都市計画区域における人口	一人につき	六二五	都市計画区域における人口	一人につき	三三四	公園費	人口	一人につき	三五六	投資的経費	人口	一人につき	一五一	下水道費	人口	一人につき	一四六	投資的経費	人口	一人につき	六五	その他の土木費	人口	一人につき	八五四	投資的経費	人口	一人につき	八五六	小学校費	児童数	一人につき	二八、七〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	五五〇、〇〇〇	中学校費	生徒数	一人につき	二六、〇〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	七〇四、〇〇〇	経常経費	学校数	一校につき	五、四八八、〇〇〇																																		
人口	一人につき	六、四六〇円	道路の面積	平方メートルにつき	九三、五〇〇	道路の延長	キロメートルにつき	五〇五、〇〇〇	港湾(漁港を含む。)における係留施設の延長	メートルにつき	二二、二〇〇	港湾における外郭施設の延長	メートルにつき	六、三五〇	漁港における外郭施設の延長	メートルにつき	四、三四〇	都市計画区域における人口	一人につき	六二五	都市計画区域における人口	一人につき	三三四	公園費	人口	一人につき	三五六	投資的経費	人口	一人につき	一五一	下水道費	人口	一人につき	一四六	投資的経費	人口	一人につき	六五	その他の土木費	人口	一人につき	八五四	投資的経費	人口	一人につき	八五六	小学校費	児童数	一人につき	二八、七〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	五五〇、〇〇〇	中学校費	生徒数	一人につき	二六、〇〇〇	投資的経費	学校数	一校につき	七〇四、〇〇〇	経常経費	学校数	一校につき	五、四八八、〇〇〇																																		
人口	一人につき	六、四六〇円	道路の面積																																																																																																		

年度及び昭和六十七年度にあつては第四条の規定により算定した額にそれぞれ千百六十億円を加算した額とし、昭和六十八年度にあつては同条の規定により算定した額に千百七十五億円を加算した額とする。

地方財政の現状にかんがみ、地方公共団体の財源の充実に図る等のため昭和六十二年度分の地方交付税の総額について所要の加算を行うとともに、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附則第五條第一項中「昭和六十一年度から」を「昭和六十二年度から」に、「昭和六十一年度分等の借入金限度額」を「昭和六十二年度分等の借入金限度額」に改める。

附則第六条中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年」に改める。

附則第七条を次のように改める
(一般会計からの繰入金)

第七條 第四條の規定による一般会計からの繰入金
金の額は、昭和六十二年度にあつては地方交付
税法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律
第 号）による改正後の地方交付税法附

則第四条第一項第一号に規定する額に三千三百十七億八千万円を加算した額とし、昭和六十六

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和六十二年度分の地方交付税から適用する。

2 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十三條及び第三十三條の二を次のように改める。

第三十三條及び第三十三條之二 削除
3 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「讓与金をいう。」の下に「並びにこれらに関する諸費」を加える。

昭和六十二年八月二十四日印刷

昭和六十二年八月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局